# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| **1　地域レベルの実践的な取組への支援を強化する取組** | | | | | |
| （1）地域自殺実態プロファイルの作成 | 厚生労働省 | ○一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（以下「自殺対策推進センター」という。）において、「地域自殺実態プロファイル」作成等による最新情報の提供、「地域自殺対策政策パッケージ」等の活用など、地域レベルでの実践的な取組の推進<br><br>○地域自殺対策計画策定及び進捗管理支援のため、国及び自殺対策推進センターによる必要な支援の提供<br><br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】<br>【令和７年度予算額：32.1億円の内数】 | ○全都道府県・市区町村に対し、地方公共団体ごとの「地域自殺実態プロファイル」を毎年提供 | ○「地域自殺実態プロファイル」提供先：全都道府県・市区町村（年１回）<br>○実態分析に利用していると回答した計画策定実施市区町村の割合（H30年度：88.2%） | ○「地域自殺実態プロファイル」作成等による最新情報の提供、「地域自殺対策政策パッケージ」等の活用など、引き続き、地域レベルでの実践的な取組を推進する予定<br><br>○地域自殺対策計画策定及び進捗管理支援のため、引き続き、国及び自殺対策推進センターが必要な支援を行う予定<br><br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】<br>【令和８年度予算額：32.8億円の内数】 |
| （2）地域自殺対策の政策パッケージの作成 | 厚生労働省 | ○自殺対策推進センターにおいて、先進的な取組事例を検索できる「地域における自殺対策取組事例」を「自治体向け自殺対策支援プラットフォーム・地域版ホエール」内で公開<br><br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】 | ○平成29年度、令和５年度に全都道府県・市区町村に対し、「地域自殺対策政策パッケージ」を提供<br>○自殺対策先進事例をデータベース化して公開 | ○「地域自殺対策政策パッケージ」提供先：全都道府県・市区町村（H29年度、更新版R5年度）<br>○掲載事例数（R7年度：82事例、R6年度：83事例、R5年度：84事例） | ○先進的な取組事例を収集し「地域における自殺対策取組事例」を更新予定<br><br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】 |
| （3）地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援 | 厚生労働省 | ○地域自殺対策計画の円滑な策定・見直しに資するよう、計画の策定・見直しに関する標準的な手順と留意点などを取りまとめた「『地域自殺対策計画』策定・見直しの手引」を公開<br>○自殺対策推進センターにおいて、「いのち支える自治体コンシェルジュ」を通じた計画の策定・見直し等の支援<br><br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】<br>【令和７年度予算額：32.1億円の内数】 | ○厚生労働省Webサイトに地方公共団体のモデル事例を掲載<br>○R5年度に「『地域自殺対策計画』策定・見直しの手引」を策定 | ○計画策定・改定済自治体数（R6年度：1,752自治体）<br>○都道府県・指定都市地域自殺対策推進センター及び自殺対策主管課の依頼を受け、会議への委員派遣及び管内市区町村等向け研修会への講師派遣回数（R7年度：会議15回・研修21回、R6年度：会議８回・研修23回、R5年度：会議17回・研修32回） | ○地域自殺対策計画策定及び進捗管理支援のため、引き続き、国及び自殺対策推進センターが必要な支援を行う予定<br><br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】<br>【令和８年度予算額：32.8億円の内数】 |
| （4）地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定 | 参照 | 1－（3） | | | |
| （5）地域自殺対策推進センターへの支援 | 厚生労働省 | ○地域自殺対策推進センターの運営費支援<br><br>○自殺対策推進センターにおいて、厚生労働省、文部科学省及びこども家庭庁と連携し、オンラインで「地域自殺対策推進センター連絡会議」、「改正自殺対策基本法に基づく協議会設置に向けた自治体担当者会議」を開催<br><br>【令和７年度予算額：1.1億円】<br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】<br>【令和７年度予算額：32.1億円の内数】 | ○地域自殺対策推進センターの運営費支援<br><br>○地域自殺対策推進センター連絡会議を開催し、地域自殺対策推進センター職員の資質の向上を図った | ○運営事業補助自治体数（R7年度：53自治体、R6年度:53自治体、R5年度:53自治体）<br><br>○連絡会議、ブロック会議開催数（R7年度：計７回、R6年度：計８回、R5年度：計９回） | ○引き続き、地域自殺対策推進センターの運営費を支援予定<br><br>○引き続き、地域自殺対策推進センター連絡会議を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：1.0億円】<br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】<br>【令和８年度予算額：32.8億円の内数】 |
| （6）自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進 | 厚生労働省 | ○地方公共団体において自殺対策の専任職員が配置されるように、会議等で必要性の説明を行うなどの働き掛けを実施 | ○地方公共団体において自殺対策の専任職員が配置されるように、会議等で必要性の説明を行うなどの働き掛けを実施 | ○自殺対策担当者のうち専任常勤職員数【平均】（R6年度：0.15人）<br>○自殺対策の専門部署を設置している自治体数（R6年度：171自治体） | ○引き続き、地方公共団体において、自殺対策の専任職員が配置されるように会議等でその必要性を説明するなどの働き掛けを実施予定 |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況<br>令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2　国民一人ひとりの気付きと見守りを促す取組 | | | | | |
| (1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 | 厚生労働省 | ○関係府省庁、地方公共団体、民間団体、国民へ啓発事業実施の呼び掛け<br><br>○「支援情報検索サイト」による相談会等の情報提供<br>○「こころの健康相談統一ダイヤル」の拡充<br><br>○全国の地方公共団体、公共施設、学校、医療機関、駅舎、商業施設等に広報ポスターを掲示<br><br>○厚生労働省X（旧Twitter）、Facebookにおいて相談窓口等について周知<br>○多くの国民が利用するSNS等での動画広告により相談を呼び掛け<br><br>○期間中の広報の効果について調査を実施し、数値目標に対する現状把握<br><br>○自殺対策推進センターにおいて、啓発動画、Webサイト、ポスター等の啓発コンテンツを提供<br><br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】<br>【令和７年度予算額：32.1億円の内数】 | ○関係府省庁、地方公共団体、民間団体、国民へ啓発事業実施の呼び掛け<br><br>○「支援情報検索サイト」による相談会等の情報提供<br>○地方公共団体に対して「こころの健康相談統一ダイヤル」の拡充の呼び掛け<br><br>○全国の地方公共団体、公共施設、学校、医療機関、駅舎、商業施設等に広報ポスターを掲示<br><br>○厚生労働省X（旧Twitter）、Facebookにおいて相談窓口やゲートキーパー等の取組について周知<br>○多くの国民が利用するSNS等での動画広告により相談を呼び掛け<br>○インターネット広告、ポスター及び相談先などの認知度など広報効果について、2,000人を対象に調査を実施し、数値目標に対する現状把握 | ○R7年度は、民間団体約120か所に協力依頼<br><br>○「支援情報検索サイト」の掲載数（R7年度：約6,900件、R6年度：約6,700件、R5年度：約6,400件）<br>○「自殺予防週間」、「自殺対策強化月間」期間中に「こころの健康相談統一ダイヤル」を拡充した地方公共団体数（R7年度：25、R6年度：22、R5年度：24）<br><br>○ポスター配付枚数（R7年度：約37万枚、R6年度：約39万枚、R5年度：約40万枚）<br><br>○投稿数（R7年度：11件、R6年度：８件、R5年度：16件）<br>○動画広告視聴回数（R7年度：約2,030万回、R6年度：約1,830万回、R5年度：約1,850万回）<br>○「自殺予防週間」、「自殺対策強化月間」について聞いたことがある人の割合（自殺予防週間について R3年度：32.3%）（自殺対策強化月間について　R3年度：20.6%）【目標値66.7%】<br>※自殺対策に関する意識調査 | ○これまでの週間・月間の実施状況を踏まえながら、効果的な相談・啓発事業等を展開予定<br><br>○「支援情報検索サイト」による相談会等の情報提供<br>○引き続き、地方公共団体に対して「こころの健康相談統一ダイヤル」の拡充の呼び掛け<br><br>○期間中の集中的な情報発信を実施予定<br><br>○引き続き、多くの国民が利用するSNS等での動画広告により相談を呼び掛け<br>○期間中の広報の効果について調査を実施し、数値目標に対する現状把握<br><br>○引き続き、「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」において啓発コンテンツを提供予定<br><br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】<br>【令和８年度予算額：32.8億円の内数】 |
| | 厚生労働省<br>文部科学省<br>こども家庭庁<br>内閣府 | ○８月１日からこども・若者に向けた相談の呼び掛けを行うポスターや動画を周知するとともに、厚生労働大臣、文部科学大臣、こども政策担当大臣及び孤独・孤立対策担当大臣連名メッセージを発信するなど、夏期休暇明け前後の自殺防止への啓発活動を実施 | | | ○こどもの夏休み明け前後の自殺防止対策と連動させるため、関係府省庁と連携し、「自殺予防週間」に係る広報を前倒し実施予定 |
| (2) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施 | 文部科学省 | ○都道府県等における特色ある道徳教育の取組支援と小・中学校の「特別の教科 道徳」（道徳科）の教科書無償給与<br><br>【令和７年度予算額：42.7億円】 | ○都道府県等における特色ある道徳教育の取組を支援するとともに、小学校は平成30年度、中学校は令和元年度から「特別の教科 道徳」（道徳科）の教科書を無償給与 | ○取組の支援数（R7年度：59団体、R6年度：59団体、R5年度：62団体） | ○引き続き、都道府県等における特色ある道徳教育の取組を支援するとともに、小・中学校の「特別の教科 道徳」（道徳科）の教科書を無償給与する予定<br><br>【令和８年度予算額：42.4億円】 |
| | | ○児童生徒の心と体を守る啓発教材の周知及び活用促進 | ○「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」において、児童生徒の心と体を守る啓発教材を、各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に周知を図るとともに、啓発教材の電子媒体を文部科学省Webサイトに掲載し、その活用を促進 | ○普及啓発協議会開催ブロック数（R7年度：10ブロック、R6年度：10ブロック、R5年度：10ブロック） | ○児童生徒の心と体を守る啓発教材について、各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」等を開催し、引き続き周知を実施予定 |
| | | ○SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育の周知 | ○各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に、「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」等において、SOSの出し方に関する教育の教材例を示すとともに、教職員を始めとした大人がSOSを受け止める体制の構築や心の危機に陥った友人のSOSの受け止め方等も児童生徒に教えることを周知 | ○普及啓発協議会開催ブロック数（R7年度：10ブロック、R6年度：10ブロック、R5年度：10ブロック） | ○SOSの出し方に関する教育等について、各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」等を開催し、引き続き周知を実施予定 |
| | | ○児童生徒の困難・ストレスへの対処方法等を身につけさせるため、スクールカウンセラー等を活用した教育プログラムの実施支援<br><br>【令和７年度予算額：86億円の内数】 | ○平成31年度までにスクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（１万中学校区）に、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置することを目標とし、令和元年度以降はそのための予算を計上 | ○スクールソーシャルワーカーの対応中学校区数（R6年度：7,881校区、R5年度：7,871校区、R4年度：7,775校区）【目標：全ての中学校区（１万中学校区）】<br>○スクールカウンセラーの対応公立小中学校数（R6年度：27,263校、R5年度：27,199校、R4年度：27,082校）【目標：全ての公立小中学校（27,500校）】 | ○スクールカウンセラー等を活用した教育プログラムの実施を支援予定<br>○教育相談体制の更なる充実に向け、オンライン等の活用も含めたスクールカウンセラー等活用事業を計上<br><br>【令和８年度予算額：88億円の内数】 |
| | | ○「健全育成のための体験活動推進事業」において、児童生徒の健全育成を目的として宿泊を伴う体験活動を実施する学校等の取組を支援<br>【令和７年度予算額：1億円】 | ○「健全育成のための体験活動推進事業」において、児童生徒の健全育成を目的として宿泊を伴う体験活動を実施する学校等の取組を支援 | | ○健全育成のための体験活動推進事業経費を計上<br><br>【令和８年度予算額：1億円】 |
| | | ○インターネット上の有害環境から青少年を守るため、保護者と青少年に直接働き掛ける啓発と教育活動「ネットモラルキャラバン隊」を実施<br><br>【令和７年度予算額：21百万円の内数】 | ○PTAと連携したインターネット利用に関する保護者向けシンポジウムの開催や地域における先進的な取組事例を支援 | ○実施箇所数（R7年度：３か所、R6年度：３か所、R5年度：３か所）<br>○取組支援箇所数（R7年度：３か所、R6年度：３か所、R5年度：３か所） | ○引き続き、青少年を取り巻く有害環境対策を推進する予定<br><br>【令和８年度予算額：21百万円の内数】 |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| | | ○教師が適切な指導を行うために必要な動画教材や授業実践事例の「情報モラル教育ポータルサイト」への掲載・周知、学校における情報モラル教育の充実のための情報モラル教育指導者セミナーの実施<br>【令和７年度予算額：35百万円の内数】 | ○教師が適切な指導を行うために必要な動画教材や授業実践事例を「情報モラル教育ポータルサイト」に掲載・周知するとともに、学校における情報モラル教育の充実を目指して、教職員を対象とした情報モラル教育指導者セミナーを実施 | ○セミナー実施回数（R7年度:４回、R6年度：４回、R5年度：４回）<br>○セミナー参加者数（R7年度:1,439人、R6年度：1,186人、R5年度：2,855人） | ○教師が適切な指導を行うために必要な動画教材や授業実践事例を「情報モラル教育ポータルサイト」に掲載・周知するとともに、学校における情報モラル教育の充実のための情報モラル教育指導者セミナーを実施予定<br>【令和８年度予算額：2.5億円の内数】 |
| | | ○精神疾患の予防と回復に関する内容を含む高等学校学習指導要領の趣旨を周知 | ○高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説　保健体育編　体育編（平成30年７月）に、精神疾患の予防と回復に関する内容を記載 | | ○高等学校学習指導要領の内容の周知・徹底を図る予定 |
| | 総務省<br>文部科学省 | ○総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、こどもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、児童生徒及び保護者・教職員等を対象とした啓発講座「e-ネットキャラバン」を実施 | ○総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、こどもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、児童生徒及び保護者・教職員等を対象とした啓発講座 | ○実施回数（R7年度：2,224回、R6年度：2,167回、R5年度：2,166回）<br>○参加者数（R7年度：約43万人、R6年度：約44万人、R5年度：約39万人） | ○引き続き、総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、こどもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、児童生徒及び保護者・教職員等を対象とした啓発講座を実施する予定 |
| | こども家庭庁 | ○青少年の保護者向けに、こどもの学齢に合わせた普及啓発リーフレット（生徒編、児童・生徒編、幼児・児童編、乳幼児編）をこども家庭庁のWebサイトに公開<br>○令和８年１月、「毎日ネットに触れるこどもたちを守るために」を新たに作成し、都道府県教育委員会や青少年関係部局等に配布<br>○青少年の適切なインターネット利用を促進するため、普及啓発に係るフォーラムを開催（鳥取県、高知県）<br>○青少年インターネット環境整備基本計画（第６次）に基づき、関係府省庁が連携してSNSの適正利用に関する教育啓発、低年齢期からのインターネットリテラシーの向上等の施策を推進<br>【令和７年度予算額：3.4百万円】<br>【令和７年度予算額：5.6百万円】 | ○青少年の適切なインターネット利用を促進するため、年齢に応じた普及啓発資料を作成・公開<br>○「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」の開催<br>○令和６年９月、こども政策推進会議において青少年インターネット環境整備基本計画（第６次）が決定 | ○配布先数（R7年度：278か所、R6年度：278か所、R5年度：278か所）<br>○配布部数（R7年度：56,000部、R6年度：56,000部、R5年度：55,000部）<br>○実施箇所数（R7年度：２か所、R6年度：１か所、R5年度：２か所）<br>○参加者数（R7年度：252人、R6年度：150人、R5年度：637人）<br>※参加者数は、動画視聴者数を含む | ○青少年の適切なインターネット利用を促進するため、普及啓発資料の作成・公開を通して、普及啓発活動を実施予定<br>○青少年の適切なインターネット利用を促進するため、普及啓発資料の作成・公開やフォーラムの開催等を通じて、普及啓発活動を実施予定<br>【令和８年度予算額：2.4百万円】<br>【令和８年度予算額：5.7百万円】 |
| （3）自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 | 厚生労働省 | ○SNSへの投稿や、インターネット広告を通じてWebサイト「まもろうよこころ」を周知することで、悩みをお持ちの方・困っている方に対する相談の促進や、ゲートキーパー等の啓発を実施（厚生労働大臣、文部科学大臣、こども政策担当大臣、孤独・孤立対策担当大臣の連名で、国民全体・若い世代の方にメッセージを発信）<br>○ゲートキーパー養成研修の各地域での実施支援<br>○ゲートキーパー研修教材の作成及び研修講師の養成・確保を実施し、全国の地方公共団体でゲートキーパーの養成に取り組んでいくための基盤を構築<br>【令和７年度予算額：32.1億円の内数】<br>【令和７年度予算額：0.2億円】 | ○「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」において、ポスターの掲示やインターネット広告により、Webサイト「まもろうよこころ」を周知することで、相談窓口やゲートキーパーを周知<br>○ゲートキーパー養成研修の各地域での実施支援 | ○ゲートキーパーについて聞いたことのある人の割合（R3年度：12.3%）【目標値：33%】<br>※自殺対策に関する意識調査<br>○ゲートキーパー養成研修受講者数（R6年度：約37万人、R5年度：約35万人、R4年度：約29万人）<br>※地方公共団体が養成人数を把握できているものに限る<br>※オンラインによる研修受講や研修動画の視聴を含む<br>○ゲートキーパー養成研修実施自治体数（R6年度：41都道府県、1296市区町村（74%）、R5年度：42都道府県、1,217市区町村（70%）、R4年度：43都道府県、1,174市区町村（67%）） | ○SNSへの投稿や、インターネット広告を通じてWebサイト「まもろうよこころ」を周知することで、悩みをお持ちの方・困っている方に対する相談の促進や、ゲートキーパー等の啓発を実施（厚生労働大臣、文部科学大臣、こども政策担当大臣、孤独・孤立対策担当大臣の連名で、国民全体・若い世代の方にメッセージを発信）<br>○引き続き、ゲートキーパー養成研修の各地域での実施を支援予定<br>○ゲートキーパー研修教材を活用して研修講師の養成・確保を実施し、全国の地方公共団体でゲートキーパーの養成に取り組んでいくための基盤を構築<br>【令和８年度予算額：32.8億円の内数】<br>【令和８年度予算額：0.6億円】 |
| | 法務省 | ○性的マイノリティ等に関する人権教室を実施<br>○性的マイノリティに関する企業等の取組事例を紹介する特設サイト「Myじんけん宣言・性的マイノリティ編」を運用<br>【令和７年度予算額：35.4億円の内数】 | ○性的マイノリティ等に関する効果的な人権啓発活動を実施 | ○参加者数（R7年度：995,952人の内数、R6年度：985,983人の内数、R5年度：986,672人の内数） | ○引き続き、性的マイノリティ等に関する各種人権啓発活動を実施予定<br>【令和８年度予算額：35.4億円の内数】 |
| | 文部科学省 | ○「人権教育担当指導主事連絡協議会」における「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知、通知を踏まえた教職員向け資料及び改定版生徒指導提要の周知 | ○都道府県・指定都市教育委員会の人権教育担当指導主事等を対象とする「人権教育担当指導主事連絡協議会」を毎年度開催 | ○参加者数（R7年度：74人、R6年度：71人、R5年度：71人） | ○「人権教育担当指導主事連絡協議会」において「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知、通知を踏まえた教職員向け資料及び改定版生徒指導提要を周知予定 |
| （4）うつ病等についての普及啓発の推進 | 厚生労働省 | ○精神保健福祉に関する正しい知識を普及するため「精神保健福祉全国大会」を開催 | ○精神保健福祉に関する正しい知識を普及するため「精神保健福祉全国大会」を開催 | ○全国大会開催（年１回） | ○引き続き、精神保健福祉に関する正しい知識を普及するため「精神保健福祉全国大会」を開催 |
| | | ○厚生労働省Webサイト内の「こころもメンテしよう」等において、うつ病を含む精神疾患の正しい理解と治療や生活に役立つ情報、若者向けに心の不調への対処法等を紹介 | ○厚生労働省Webサイト内の「こころもメンテしよう」等において、うつ病を含む精神疾患の正しい理解と治療や生活に役立つ情報、若者向けに心の不調への対処法等を紹介 | ○PV数（R7年度：2,350,702PV、R6年度：3,615,311PV、R5年度：2,866,700PV） | ○引き続き、厚生労働省Webサイト内の「こころもメンテしよう」等において、うつ病を含む精神疾患の正しい理解と治療や生活に役立つ情報、若者向けに心の不調への対処法等を紹介予定 |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| **3　自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する取組** | | | | | |
| (1) 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証 | 厚生労働省 | ○自殺対策推進センターにおいて、「革新的自殺研究推進プログラム」（公募型委託研究事業）を実施し、委託研究成果報告書を発行<br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】 | ○「革新的自殺研究推進プログラム」（公募型委託研究事業）を実施し、委託研究成果報告書を発行 | ○採択課題数（R7年度：３領域５研究課題、R6年度：３領域11研究課題、R5年度：３領域16研究課題） | ○「自殺対策に関する革新的研究推進プログラム」（公募型委託研究事業）を実施し、またその成果の活用状況に関する検証を実施予定<br>※令和８年度より本プログラムの名称を変更<br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】 |
| (2) 調査研究及び検証による成果の活用 | 厚生労働省 | ○自殺対策推進センターのWebサイトの開設や「自殺総合政策研究」の発行、自殺総合対策に関する調査研究等成果の活用を促進<br>○学術雑誌「自殺総合政策研究」第６巻第１号を発行<br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】 | ○「革新的自殺研究推進プログラム」を通じた調査研究等成果の活用を促進するため、「自殺対策推進レアール」を毎年度実施 | ○「自殺対策推進レアール」の実施回数（R7年度：１回、R6年度：１回、R5年度：１回）<br>○学術雑誌「自殺総合政策研究」の発行回数（R7年度：１回、R6年度：１回、R5年度：１回） | ○引き続き、調査研究等の成果の分かりやすい発信に努め、活用が図られるよう取り組む予定<br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】 |
| (3) 先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供 | 厚生労働省 | ○自殺対策推進センターにおいて、先進的な取組事例を検索できる「地域における自殺対策取組事例」を「自治体向け自殺対策支援プラットフォーム・地域版ホエール」内で公開<br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】 | ○平成29年度、令和５年度に全都道府県・市区町村に対し、「地域自殺対策政策パッケージ」を提供<br>○自殺対策先進事例をデータベース化し公開 | ○「地域自殺対策政策パッケージ」提供先：全都道府県・市区町村（H29年度、更新版R5年度）<br>○掲載事例数（R7年度：82事例、R6年度：83事例、R5年度：84事例） | ○先進的な取組事例を収集し「地域における自殺対策取組事例」を更新予定<br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】 |
| (4) 子ども・若者及び女性等の自殺等についての調査 | こども家庭庁 | ○令和６年度までに実施した調査研究の、亡くなったこどもの背景や統計データの知見を踏まえ、相談窓口やオンライン掲示板のテキストデータの分析を行うことにより、死後調査では可視化されづらい要因を把握することを目指し、インターネット相談事業及び匿名オンライン掲示板のテキストデータを集約して、こどもの自殺の要因分析を行う調査研究を実施<br>【令和７年度予算額：0.2億円】 | ○家庭や学校における悩みを背景に、精神的不調や自己への否定的認知が進み、自殺の危機が段階的に高まること等を示唆<br>○家族とのコミュニケーションや学友・教師との信頼関係、将来への希望等が、自殺念慮の深刻化を防ぐ可能性があること等を示唆 | | ○令和７年度に実施した調査研究の結果を踏まえ、引き続き、こどもの自殺の要因分析に関する調査研究を実施し、こどもの自殺対策に向けた課題把握に取り組む予定<br>【令和８年度予算額：0.2億円】 |
| | 文部科学省 | ○「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づき、こども家庭庁が実施するこどもの自殺の要因分析について、学校・教育委員会等が把握した児童生徒の自殺に関する情報の収集に連携協力<br>○「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）において「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（以下「背景調査の指針」という。）を改訂 | ○児童生徒の自殺が起きた場合に学校等が作成する「事件等報告書」のスキームを活用して、学校が把握している自殺した児童生徒の情報の集約<br>○協力者会議において学校における自殺予防教育導入の手引である「子供に伝えたい自殺予防」等を取りまとめ | | ○引き続き、こども家庭庁が実施するこどもの自殺の要因分析に連携協力<br>○協力者会議において、学校が医療等の関係機関と連携しつつ、自殺リスクを抱えた児童生徒に対して、正しい知識の下で早期に対応ができるよう、参考となる留意点等をまとめたガイドラインを作成するため、ワーキンググループを立ち上げて検討 |
| (5) コロナ禍における自殺等についての調査 | 厚生労働省 | ○自殺対策推進センターにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響と自殺者数の推移等について分析<br>○「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における日本の自殺者数の動向」を公表 | ○第４回自殺総合対策の推進に関する有識者会議（令和３年11月）に「コロナ禍における自殺の動向」を報告<br>（「コロナ禍における自殺の動向」からは、女子中高生の増加がみられた） | ○自殺対策推進センターにおいて、コロナ禍における自殺者数の性差と年齢差について分析 | |
| (6) 死因究明制度との連動における自殺の実態解明 | 厚生労働省 | ○地域の状況に応じた死因究明及び身元確認に関する施策の検討等を目的とした、関係機関・団体等（知事部局、都道府県警察、都道府県医師会、都道府県歯科医師会及び大学等）が協議する場である「死因究明等推進地方協議会」が全ての都道府県に設置されており、政府は、地方公共団体に対し、地域の状況を踏まえながら死因究明及び身元確認の推進に向けた施策の議論が深められるよう積極的な開催を促進 | ○令和５年２月末までに、全ての都道府県に「死因究明等推進地方協議会」が設置。当該協議会において、死因究明等に係る施策の推進、検証及び評価を実施 | ○協議会開催済み都道府県数（R7年度：39都道府県、R6年度：36都道府県、R5年度：30都道府県） | ○引き続き、地方公共団体に対し、地方の状況に応じた死因究明・身元確認に関する施策の検討等が図られるよう、国においても具体例を提示し、「死因究明等推進地方協議会」の活用を要求予定 |
| | | ○日本医師会に委託して、検案に従事する機会の多い臨床医等を対象に、検案能力の向上を図るため、専門的な死体検案研修会を実施<br>【令和７年度予算額：19.5百万円】 | ○死体検案研修会の実施により、検案に従事する機会の多い臨床医等の技術を向上 | ○基礎研修修了者数（R7年度：553人、R6年度：630人、R5年度：484人）<br>○上級研修修了者数（R7年度：87人、R6年度：61人、R5年度：73人） | ○引き続き、同様の研修を実施予定<br>【令和８年度予算額：19.5百万円】 |
| | こども家庭庁 | ○一部の都道府県において、「予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業」を実施<br>【令和７年度予算額：57.6億円の内数】 | ○「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」や「死因究明等推進基本法」を踏まえ、「予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業」を令和２年度から実施 | ○モデル事業実施自治体数（R7年度：10自治体、R6年度：10自治体、R5年度：10自治体） | ○引き続き、一部の都道府県において、「予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業」を実施予定<br>【令和８年度予算額：56.4億円の内数】 |
| (7) うつ病等の精神疾患の病態解明、治療法の開発及び地域の継続的ケアシステムの開発につながる学際的研究 | 厚生労働省 | ○厚生労働科学研究費補助金「疾病・障害対策研究分野」において必要な研究を実施 | ○厚生労働科学研究費補助金「疾病・障害対策研究分野」において研究を実施 | ○厚生労働科学研究件数（R7年度：４件、R6年度：４件、R5年度：４件） | ○引き続き、うつ病等の精神障害に関する地域の継続的ケアシステムの開発につながる学際的研究を推進し、その結果について普及を図る予定 |
| (8) 既存資料の利活用の促進 | 警察庁 | ○毎月の自殺者数（総数、男女別及び都道府県別）を暫定値として公表 | ○毎月17日前後に暫定値をマスコミ及び警察庁HPにて公表 | ○暫定値を公表（年12回） | ○自殺統計原票を集約し、データを厚生労働省へ提供 |
| | | ○自殺統計原票データを厚生労働省へ提供 | ○毎月１回、自殺統計原票データを厚生労働省へ提供<br>○自殺統計原票の改正を行い、令和４年１月から運用 | | |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| | | ○東日本大震災に関連する自殺者に係るデータを厚生労働省へ提供 | ○東日本大震災に関連する自殺者に係るデータを厚生労働省へ提供 | | ○東日本大震災に関連する自殺者に係るデータを厚生労働省へ提供 |
| | | ○「令和７年中における自殺の状況」を厚生労働省と共同で公表（令和８年３月） | ○年中における自殺の状況（確定値）の公表を毎年実施 | ○年中における自殺の状況（確定値）を公表（年１回） | ○「令和８年中における自殺の状況」を厚生労働省と共同で公表予定（令和９年３月） |
| | 総務省 | ○自損行為による救急出動件数と救急搬送人員のデータを公表<br><br>【令和７年度予算額：6.8百万円】 | ○自損行為による救急出動件数と救急搬送人員のデータを公表し、関係機関に情報提供 | ○公表（年１回） | ○自損行為による救急出動件数と救急搬送人員のデータを公表予定<br><br>【令和８年度予算額：6.8百万円】 |
| | 文部科学省 | ○「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づき、こども家庭庁が実施するこどもの自殺の要因分析について、学校・教育委員会等が把握した児童生徒の自殺に関する情報の収集に連携協力 | ○児童生徒の自殺が起きた場合に学校等が作成する「事件等報告書」のスキームを活用して、学校が把握している自殺した児童生徒の情報の集約 | | ○引き続き、こども家庭庁が実施するこどもの自殺の要因分析に連携協力 |
| | 厚生労働省 | ○毎月、都道府県別及び市区町村別（自殺者の生前の住居地及び発見地）等の自殺統計データについて警察庁から提供を受け、「地域における自殺の基礎資料」を作成・公表 | ○「地域における自殺の基礎資料」については、毎月作成し、公表 | ○地域における自殺の基礎資料（暫定値）を公表（年12回）<br>○地域における自殺の基礎資料（確定値）を公表（年１回） | ○引き続き、毎月の「地域における自殺の基礎資料」の作成・公表を実施 |
| | | ○警察庁から提供を受けた令和７年中の確定値データを基に、令和８年３月に「令和７年中における自殺の状況」を作成、警察庁と共同で公表 | ○年中における自殺の状況（確定値）の公表を毎年実施 | ○年中における自殺の状況（確定値）を公表（年１回） | ○「令和８年中における自殺の状況」を警察庁と共同で公表予定（令和９年３月） |
| | 参照 | 1－（1） | | | |
| （9）海外への情報発信の強化を通じた国際協力の推進 | 厚生労働省 | ○自殺対策推進センターによる国際的な学会への参加等により、海外の先進的な取組の調査、日本の自殺対策についての発信等を実施<br><br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】 | ○国際的な学会等において取組の調査、発信等を実施 | ○実施回数（R7年度：３回、R6年度：２回、R5年度：２回） | ○引き続き、自殺対策推進センターによる国際的な学会への参加等により、海外の先進的な取組の調査、日本の自殺対策についての発信等を実施する予定<br><br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】 |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| 4　自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組 | | | | | |
| （1）大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 | 文部科学省 | ○自殺対策に関連した学修目標を設定した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を踏まえて、医学部関係者が集まる会議等において、自殺対策に関連した教育の充実を周知・要請 | ○関係者が集まる会議等の機会を捉えて、各大学に対して、「医学教育モデル・コア・カリキュラム」等を踏まえた自殺対策に関連した教育の充実を周知・要請 | ○実施回数（R7年度：３回、R6年度：３回、R5年度：３回） | ○引き続き、自殺対策に関連した学修目標を設定した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を踏まえて、医学部関係者が集まる会議等において、自殺対策に関連した教育の充実を周知・要請予定 |
| | | ○平成29年度に策定・公表した「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を踏まえて、自殺対策に関連した学修目標の項目を提示するとともに、関係者が集まる会議等において自殺対策に関連した教育の充実を周知・要請 | ○関係者が集まる会議等の機会を捉えて、各大学に対して、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」等を踏まえた自殺対策に関連した教育の充実を周知・要請 | ○実施回数（R7年度：６回、R6年度：４回、R5年度：６回） | ○引き続き、自殺対策に関連した学修目標を設定した「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を踏まえて、関係者が集まる会議等において、自殺対策に関連した教育の充実を周知・要請予定 |
| | 厚生労働省 | ○自殺対策や自殺のリスク要因に対応できる人材の育成のために、自殺対策の項目を盛り込んだ保健師、看護師の国家試験出題基準を用いて国家試験を実施 | ○自殺対策の項目を盛り込んだ保健師、看護師の国家試験出題基準を用いて国家試験を実施 | ○国家試験の性質上、目標値を示すことはできないが、「自殺対策」の項目を盛り込んだ保健師、看護師の国家試験出題基準に基づき、自殺対策に関する出題をしている | ○引き続き、「自殺対策」の項目を盛り込んだ保健師、看護師の国家試験出題基準を用いて国家試験を実施予定 |
| | 厚生労働省<br>文部科学省 | ○精神保健福祉士の国家試験出題基準において、「精神保健に関する発生予防と対策」や「精神保健の視点から見た現代社会の課題とアプローチ」等として自殺予防や自殺防止対策に関する項目を定め、自殺等の地域における精神保健や精神障害者福祉の課題解決に向けた援助に必要な知識と技術を習得した人材の育成を推進 | ○自殺防止対策に関する項目を盛り込んだ精神保健福祉士の国家試験出題基準を用いて国家試験を実施 | ○精神保健福祉士登録者数（R7年度：116,961人、R6年度：111,588人、R5年度：106,962人） | ○引き続き、精神保健福祉士の養成を図る予定 |
| | | ○公認心理師においては、公認心理師試験出題基準に、「保健活動における心理的支援」等として自殺対策に関する項目を盛り込み、自殺を含め当事者が抱える課題に対して心理的な側面からのアプローチを行うために必要な知識と技能を習得した人材の育成を推進 | ○自殺対策に関する項目を盛り込んだ公認心理師の国家試験出題基準を用いて国家試験を実施 | ○登録者数（R7年度：75,283人、R6年度：73,743人、R5年度：71,987人） | ○引き続き、自殺対策に関する項目を盛り込んだ公認心理師試験出題基準を公認心理師試験に適用して実施予定 |
| （2）自殺対策の連携調整を担う人材の養成 | 厚生労働省 | ○自殺対策推進センターにおいて、「地域自殺対策推進センター連絡会議」、「地域自殺対策推進センターブロック研修会」、「地域自殺対策推進センター自殺対策担当初任者研修会」及び「自殺対策と他制度等との連携構築に関する研修会」等の研修を実施<br><br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】 | ○地域自殺対策推進センター連絡会議及びブロック会議のほか、「生きることの包括的支援のための基礎研修」、「自殺対策と他制度等との連携構築に関する研修会」、「地域における自殺未遂者支援事業研修」を開催、配信<br>○遠隔地等の研修に参加しにくい関係者が容易に最新の自殺対策に関する情報共有をすることが可能になり、関係者から高く評価 | ○連絡会議、ブロック会議実施回数（R7年度：７回、R6年度：８回、R5年度：９回）<br>○「生きることの包括的支援のための基礎研修」実施回数（R6年度：２回、R5年度：１回、R4年度：３回）、「自殺対策と生活困窮者自立支援制度等との連携構築について　～生きることの包括的支援を考える～」実施回数（R6年度：１回）<br>○「自殺対策と他制度等との連携構築に関する研修会」（R7年度：１回） | ○引き続き、自殺対策の連携調整を担う人材の養成に向けた研修を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】 |
| | | ○生活困窮者自立支援制度人材養成研修の相談支援員研修等において、ひきこもりの状態にあり精神的な落ち込みのある方を含む、多様な課題を抱える困窮者一人一人に寄り添った支援について講義を実施 | ○相談支援員等の支援員研修において、ひきこもりの状態にあり精神的な落ち込みのある方を含む、多様な課題を抱える困窮者一人一人に寄り添った支援について講義を実施し、受講者から、本人視点の重要性が理解できたなどの評価を獲得 | ○受講者数（R7年度：2,598人、R6年度：2,628人、R5年度：2,396人） | ○引き続き、生活困窮者自立支援制度に携わる人材の養成に向けた研修を実施予定 |
| （3）かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上 | 厚生労働省 | ○精神科を専門としない医師等に対し、うつ病診断能力の向上を目的に「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業」を実施<br><br>【令和７年度予算額：442億円の内数】 | ○精神科を専門としない医師等に対し、うつ病診断能力の向上を目的に「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業」を実施 | ○受講者数（R7年度：1,796人、R6年度：2,705人、R5年度：2,794人） | ○引き続き、精神科を専門としない医師等に対し、うつ病診断能力の向上を目的に「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業」を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：445億円の内数】 |
| （4）教職員に対する普及啓発等 | 文部科学省 | ○「子供に伝えたい自殺予防」、背景調査の指針及び「教師が知っておきたい　子どもの自殺予防」について各種会議等を通じて教育委員会・学校等に周知 | ○毎年度２回開催している生徒指導担当者向け会議等において、各教育委員会等の生徒指導担当者等に対して資料を周知 | | ○引き続き、「子供に伝えたい自殺予防」、背景調査の指針及び「教師が知っておきたい　子どもの自殺予防」について各種会議等を通じて教育委員会・学校等に周知予定 |
| | | ○「人権教育担当指導主事連絡協議会」における「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知、通知を踏まえた教職員向け資料及び改定版生徒指導提要の周知 | ○都道府県・指定都市教育委員会の人権教育担当指導主事等を対象とする「人権教育担当指導主事連絡協議会」を毎年度開催 | ○参加者数（R7年度：74人、R6年度：71人、R5年度：71人） | ○「人権教育担当指導主事連絡協議会」において「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知、通知を踏まえた教職員向け資料及び改定版生徒指導提要を周知予定 |
| | | ○各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭等の管理職を対象に、「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催 | ○各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭等の管理職を対象に、「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催<br>○各教育委員会・学校における児童生徒の自殺予防への関心を高めるとともに、自殺予防に必要な基礎的知識の習得と理解を推進 | ○普及啓発協議会開催ブロック数（R7年度：10ブロック、R6年度：10ブロック、R5年度：10ブロック） | ○引き続き、各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭等の管理職を対象に、全国10ブロックで「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催予定 |
| | | ○大学等の学生支援担当の教職員を対象とした会議等の様々な機会を通じて、学生の自殺防止に対する指導の充実についての理解啓発の推進 | ○関係団体と協力して実施している、大学における死亡学生実態調査の結果等を大学等へ周知するとともに、大学等の学生支援担当の教職員が集まる会議等において、学生の自殺防止に対する指導の充実についての理解啓発を推進 | ○大学等の教職員が出席する会議における啓発資料の周知回数（R7年度：19回、R6年度：13回、R5年度：13回） | ○引き続き、大学等の学生支援担当の教職員を対象とした会議等の様々な機会を通じて、学生の自殺防止に対する指導の充実についての理解啓発を図る予定 |
| | | ○独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）において、大学等の教職員に対し、自殺を含む学生の心の問題や成長支援に関する正しい知識の習得と理解を促進する取組を実施 | ○独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）において、大学等の教職員に対し、自殺を含む学生の心の問題や成長支援に関する正しい知識の習得と理解を促進する「心の問題と成長支援ワークショップ」を実施 | ○参加者数（R7年度：153人、R6年度：188人、R5年度：98人） | ○独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）において、大学等の教職員に対し、自殺を含む学生の心の問題や成長支援に関する正しい知識の習得と理解を促進する取組を実施予定 |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| | | ○「自殺予防週間」の実施や自殺対策基本法の趣旨等について周知を行うことによる専修学校での自殺対策教育を推進 | | | ○「自殺予防週間」の実施や自殺対策基本法の趣旨等について周知を行うことによる専修学校での自殺対策教育を推進予定 |
| | | ○SOSの受け止め方等に関する周知徹底 | ○各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に、「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」等において、SOSの出し方に関する教育の教材例を示すとともに、教職員を始めとした大人がSOSを受け止める体制の構築や心の危機に陥った友人のSOSの受け止め方等も児童生徒に教えることを周知 | ○普及啓発協議会開催ブロック数（R7年度：10ブロック、R6年度：10ブロック、R5年度：10ブロック） | ○SOSの受け止め方等について、各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」等を開催し、引き続き周知を実施予定 |
| | 厚生労働省 | ○自殺対策推進センターにおいて、「中高教職員のためのゲートキーパー研修」等を実施 | ○中高教職員向け研修プログラムの開発と実施 | ○中高教職員向け研修実施回数（R7年度：16回、R6年度：７回、R5年度：２回＋オンデマンド研修動画の公開）<br>○中高教職員向け研修参加者数（R7年度：約1200人、R6年度：約1,000人、R5年度：140人※）<br>※オンデマンド研修動画視聴者を除く | ○教職員が習得すべき個人スキルやチームビルド等に関する研修プログラムの普及・推進を図る予定 |
| | | ○自殺対策推進センターにおいて、大学の教職員を対象とした「大学における自殺対策推進のための研修」（e-ラーニング）を開発<br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】 | ○「大学における自殺対策推進のための研修」の開発 | ○大学教職員向け研修実施回数（R5年度：１回（オンデマンド）、R4年度：１回（オンデマンド））<br>○大学教職員向け研修参加者数（R5年度：3,360人、R4年度：3,955人）<br>※R6年度に開発したe-ラーニングのコンテンツについて、R7年度から受講開始 | ○「大学における自殺対策推進のための研修」（e-ラーニング）のコンテンツを適宜更新・拡充予定<br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】 |
| (5) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上 | 厚生労働省 | ○自殺対策推進センターにおいて、地域自殺対策推進センターに関わる都道府県・市区町村担当者を対象とした「自殺対策と他制度等との連携構築に関する研修会」等を実施 | ○「生きることの包括的支援のための基礎研修」において実施<br>○「自殺対策と他制度等との連携構築に関する研修会」において実施 | ○「生きることの包括的支援のための基礎研修」参加者数（R6年度：844人、R5年度：950人、R4年度：1,646人）<br>○「自殺対策と他制度等との連携構築に関する研修会」参加者数（R7年度：約700人） | ○引き続き、「自殺対策と他制度等との連携構築に関する研修会」等の実施により地域保健スタッフ等の資質の向上を図る予定 |
| | | ○自殺対策推進センターにおいて、地域の民学官関係者の資質向上のための研修を実施<br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】 | ○地域の民学官関係者の資質向上のための研修を実施 | ○「自殺対策と生活困窮者自立支援制度等との連携構築について　～生きることの包括的支援を考える～」実施回数（R6年度：１回） | 【令和８年度予算額：6.0億円の内数】 |
| | | ○全国の産業保健総合支援センターにおいて、産業保健スタッフ等に対する研修等を実施<br>【令和７年度予算額：48.6億円の内数】 | ○全国の産業保健総合支援センターにおいて、産業保健スタッフ等に対する研修を実施 | ○研修実施回数（R7年度：6,285回、R6年度：6,295回、R5年度：6,279回） | ○全国の産業保健総合支援センターにおいて、産業保健スタッフ等に対する研修等を実施予定<br>【令和８年度予算額：52.2億円の内数】 |
| | こども家庭庁 | ○妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、医療機関等と母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る、「妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業」を開始<br>【令和７年度予算額：57.6億円の内数】 | ○妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、医療機関等と母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る、「妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業」を令和５年度補正予算から実施 | ○実施自治体（R7年度：７自治体、R6年度：１自治体） | ○引き続き、「妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業」を実施予定<br>【令和８年度予算額：56.4億円の内数】 |
| (6) 介護支援専門員等に対する研修 | 厚生労働省 | ○介護支援専門員の資質向上を図るための研修を実施<br>【令和７年度予算額：97億円の内数】 | ○全ての都道府県において、介護支援専門員の資質向上を図るための研修を実施 | ○研修実施都道府県数（R7年度：47都道府県、R6年度：47都道府県、R5年度：47都道府県） | ○引き続き、介護支援専門員の資質向上を図るための研修を実施予定<br>【令和８年度予算額：86億円の内数】 |
| | | ○介護福祉士の養成課程においてこころのしくみの理解や老化や認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活などを学習し、必要な知識及び技能を修得した介護福祉士を養成 | ○前年度に比べて、介護福祉士の登録者数は71,468人の増加 | ○登録者数（R7年度：2,075,495人、R6年度：2,004,027人、R5年度:1,941,748人） | ○引き続き、介護福祉士の養成課程における取組を実施 |
| | | ○社会福祉士の養成課程において日常生活と心の健康や心理的支援の方法などを学習し、必要な知識及び技能を修得した社会福祉士を養成 | ○前年度に比べて、社会福祉士の登録者数は15,285人の増加 | ○登録者数（R7年度：330,874人、R6年度：315,589人、R5年度：299,408人） | ○引き続き、社会福祉士の養成課程における取組を実施 |
| (7) 民生委員・児童委員等への研修 | 厚生労働省 | ○「民生委員・児童委員研修事業」として各都道府県、指定都市、中核市が実施する以下の研修を支援<br>①単位民生委員・児童委員協議会会長に必要な指導力を習得させるための研修<br>②中堅の民生委員・児童委員に必要な活動力を習得させるための研修<br>③新任の民生委員・児童委員に必要な基礎知識及び技術を習得させるための研修<br>【令和７年度予算額：412億円の内数】 | ○各都道府県、指定都市、中核市が実施する以下の研修を支援<br>①単位民生委員・児童委員協議会会長に必要な指導力を習得させるための研修<br>②中堅の民生委員・児童委員に必要な活動力を習得させるための研修<br>③新任の民生委員・児童委員に必要な基礎知識及び技術を習得させるための研修 | ○補助実施自治体数（R7年度：100自治体、R6年度：99自治体、R5年度：98自治体） | ○「民生委員・児童委員研修事業」として各都道府県、指定都市、中核市が実施する以下の研修を支援予定<br>①単位民生委員・児童委員協議会会長に必要な指導力を習得させるための研修<br>②中堅の民生委員・児童委員に必要な活動力を習得させるための研修<br>③新任の民生委員・児童委員に必要な基礎知識及び技術を習得させるための研修<br>【令和８年度予算額：384億円の内数】 |
| (8) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上 | 金融庁 | ○多重債務相談業務における留意事項や心の問題・心のケアに係る適切な相談対応等について記載されている「多重債務者相談の手引き」の~~普及~~を引き続き活用し、地方公共団体等における多重債務相談者に対するカウンセリング・相談の更なる改善・強化を実施 | ○地方公共団体の相談員等の資質の向上を図るための「多重債務者相談の手引き」の普及 | | ○引き続き、「多重債務者相談の手引き」を活用し、地方公共団体等における多重債務相談者に対するカウンセリング・相談の更なる改善・強化を実施予定 |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| | | ○金融サービス利用者相談室の相談員に対して、映像「こころのサインに気づいたら」を活用した研修を実施 | ○金融サービス利用者相談室の相談員に対して、映像「こころのサインに気づいたら」を活用した研修を実施 | ○研修実施回数（R7年度：年１回、R6年度：年１回、R5年度：年１回）<br>○受講者数（R7年度：22人、R6年度：21人、R5年度：21人） | ○金融サービス利用者相談室の相談員に対して、映像「こころのサインに気づいたら」を活用した研修を実施予定 |
| | 消費者庁 | ○「地方消費者行政強化交付金」等により地方公共団体が実施する取組に対する支援を実施<br>【令和７年度予算額：15.5億円の内数】 | ○多重債務に関する消費生活相談の件数はピーク時の３割程度まで減少するなど、着実に取組は浸透<br>○しかし貸金業者から５件以上無担保無保証借入の残高がある人が多数おり取組を継続する必要あり | | ○「地方消費者行政強化交付金」等を通じ、引き続き地方公共団体が実施する取組への支援を実施予定<br>【令和８年度予算額：15.0億円の内数】 |
| | | ○独立行政法人国民生活センターにおいて、地方公共団体の消費生活相談員等に対し、多重債務問題に関する研修を実施<br>【令和７年度予算額：31.3億円の内数】 | ○国民生活センターで開催される多重債務問題やギャンブル等依存症に関する研修を消費生活相談員が受けられるよう支援（国民生活センターにおける多重債務問題に関する研修） | ○研修実施回数（R7年度：５回、R6年度：４回、R5年度：６回）<br>○受講者数（R7年度：668人、R6年度：410人、R5年度：415人） | ○引き続き、独立行政法人国民生活センターにおいて、地方公共団体の消費生活相談員等に対し、多重債務問題などに関する研修を実施予定<br>【令和８年度予算額：32.3億円の内数】 |
| | 経済産業省 | ○全国商工会連合会、日本商工会議所を通じて各商工会連合会・商工会議所の経営安定特別相談室にて中小企業者の相談を受ける際には、必要に応じて他の中小企業支援機関等と連携を図るなど、より一層きめ細かく対応するように要請 | ○全国商工会連合会、日本商工会議所を通じて各商工会連合会・商工会議所の経営安定特別相談室にて中小企業者の相談を受ける際には、必要に応じて他の中小企業支援機関等と連携を図るなど、より一層きめ細かく対応するように要請 | ○要請実施回数（R7年度：２回、R6年度：２回、R5年度：２回） | ○全国商工会連合会、日本商工会議所を通じて各商工会連合会・商工会議所の経営安定特別相談室にて中小企業者の相談を受ける際には、必要に応じて他の中小企業支援機関等と連携を図るなど、より一層きめ細かく対応するように要請予定 |
| | 厚生労働省 | ○各都道府県労働局において、求職者の抱える課題に応じた支援サービスを提供するため、ハローワークの職員に対してキャリアコンサルティング研修を実施<br>【令和７年度予算額：74.9百万円の内数】 | ○労働大学校及び各労働局においてキャリアコンサルティング等の相談技法向上のための研修を実施 | ○受講者数（R7年度：2,151人、R6年度：1,791人、R5年度：1,305人） | ○引き続き、求職者の抱える課題に応じた支援サービスを提供するため、ハローワーク職員に対するキャリアコンサルティング研修を実施予定<br>【令和８年度予算額：75.5百万円の内数】 |
| | | ○地方公共団体の担当職員の資質の向上を図るため、生活保護担当ケースワーカー全国研修会において、メンタルヘルスに関する講義を実施<br>【令和７年度予算額：5.52百万円】 | ○生活保護担当ケースワーカー全国研修会で、全国の地方公共団体のケースワーカーに対し、メンタルヘルスに関する講義を実施<br>※オンラインで実施 | ○動画視聴回数（R7年度：74回、R6年度：148回、R5年度：186回） | ○引き続き、生活保護担当ケースワーカーが参加する研修等の機会を通じて、メンタルヘルスに関する講習を実施予定<br>【令和８年度予算額：5.24百万円】 |
| | | ○生活困窮者自立支援制度人材養成研修の相談支援員研修等において、ひきこもりの状態にあり精神的な落ち込みのある方を含む、多様な課題を抱える困窮者一人一人に寄り添った支援について講義を実施 | ○相談支援員等の支援員研修において、ひきこもりの状態にあり精神的な落ち込みのある方を含む、多様な課題を抱える困窮者一人一人に寄り添った支援について講義を実施し、受講者から、本人視点の重要性が理解できたなどの評価を獲得 | ○受講者数（R7年度：2,598人、R6年度：2,628人、R5年度：2,396人） | ○引き続き、生活困窮者自立支援制度に携わる人材の養成に向けた研修を実施予定 |
| （9）遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 | 警察庁 | ○警察職員が自殺者、自殺者の遺族及び自殺未遂者等に関係する業務に従事する場合には、自殺者の名誉や自殺者の遺族、自殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、適切な遺族対応等を実施 | ○警察職員が自殺者、自殺者の遺族及び自殺未遂者等に関係する業務に従事する場合には、自殺者の名誉や自殺者の遺族、自殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、適切な遺族対応等を実施 | | ○警察職員が自殺者、自殺者の遺族及び自殺未遂者等に関係する業務に従事する場合には、自殺者の名誉や自殺者の遺族、自殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、適切な遺族対応等を引き続き実施予定 |
| | 総務省 | ○消防職員が遺族等に対して適切な対応を図れるよう、各消防本部や各消防学校での教養訓練を通じた消防職員の資質向上 | ○消防職員が遺族等に対して適切な対応を図れるよう、各消防本部や各消防学校での教養訓練を通じた消防職員の資質向上 | | ○消防職員が遺族等に対して適切な対応を図れるよう、各消防本部や各消防学校での教養訓練を通じた消防職員の資質向上に取り組む予定 |
| （10）様々な分野でのゲートキーパーの養成 | 厚生労働省 | ○令和６年度に作成した、薬局等において市販薬を販売する薬剤師、登録販売者等を対象として、オーバードーズに苦しむ若者を適切な支援先につなぐこと等を目的とした「ゲートキーパーとしての薬剤師等の対応マニュアル－OTC 医薬品を販売する薬剤師・登録販売者、及び学校薬剤師向け－」を、Webサイトに掲載する等の周知を実施 | ○市販薬を販売する薬剤師、登録販売者へのオーバードーズの問題や対応に関する意識付けにつながっている | | ○薬局等において市販薬を販売する薬剤師等の対応事例及び学校において啓発を行う薬剤師の啓発事例を収集した事例集を作成し、webサイト等に掲載して周知を行う。また、現場での対応力向上を図るため、医薬品販売に携わる薬剤師・登録販売者及び学校薬剤師を対象とした研修を実施予定<br>【令和７年度補正予算額（令和８年度へ繰越）：21.8百万円】 |
| | | ○SNSへの投稿や、インターネット広告、政府広報を通じて、ゲートキーパー養成に係る研修教材等を掲載したWebサイト「まもろうよこころ」を周知<br>○ゲートキーパー養成に係る研修教材として、民生委員向け、保健師向け、薬剤師向け、医療機関向け及び若者向け等のテキスト並びに動画を作成し、Webサイト「まもろうよこころ」に掲載<br>【令和７年度予算額：0.2億円】 | ○「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」において、ポスターの掲示やインターネット広告により、Webサイト「まもろうよこころ」を周知することで、ゲートキーパーを周知<br>○令和５年度に、「ゲートキーパー基盤整備事業」において新たなゲートキーパー研修教材を作成 | ○ゲートキーパーについて聞いたことのある人の割合（R3年度：12.3%）【目標値：33%】<br>※自殺対策に関する意識調査 | ○Webサイトの更なる改善、SNSや政府広報等による広報の取組を推進<br>○「ゲートキーパーの普及に向けた調査研究事業」において研修講師の養成・確保等を行うことにより、全国の地方公共団体でゲートキーパーの養成に取り組んでいくための基盤を構築<br>【令和８年度予算額：0.6億円】 |
| （11）自殺対策従事者への心のケアの推進 | 厚生労働省 | ○自殺対策推進センターにおいて、自殺対策従事者への心のケア推進についての内容を盛り込んだ「自殺未遂者ケア研修」を実施<br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】 | ○「自殺未遂者ケア研修」において、自殺対策従事者への心のケア推進について言及 | ○「自殺未遂者ケア研修『一般救急版』」参加者数（R7年度：58人、R6年度：105人、R5年度：111人）<br>○「自殺未遂者ケア研修『精神科救急版』」参加者数（R7年度：54人、R6年度：50人、R5年度：51人）<br>○「自殺未遂者ケア研修『かかりつけ医版』」参加者数（R7年度：131人、R6年度：363人、R5年度：379人） | ○引き続き、自殺対策従事者への心のケア推進についての内容を盛り込んだ「自殺未遂者ケア研修」を実施予定<br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】 |
| （12）家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援 | 厚生労働省 | ○地域自殺対策強化交付金を活用した自殺等の悩みを抱える者を支援する家族等に対する支援を実施<br>【令和７年度予算額：32.1億円の内数】 | ○地域自殺対策強化交付金を活用した自殺等の悩みを抱える者を支援する家族等に対する支援を実施 | ○「自死遺族支援機能構築事業」実施自治体数（R7年度：74自治体、R6年度：78 自治体、R5年度：80自治体）<br>※R7年度は交付決定ベース | ○引き続き、地域自殺対策強化交付金を活用し、自殺等の悩みを抱える者を支援する家族等に対する支援を実施予定<br>【令和８年度予算額：32.8億円の内数】 |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| (13) 研修資材の開発等 | 厚生労働省 | ○自殺対策推進センターにおいて、地方公共団体職員等を対象とした、地域において自殺総合対策を推進するための研修等の実施<br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】 | ○研修を通じて地域自殺対策推進センター担当者等の資質向上を促進 | ○研修実施回数（R7年度：３回、R6年度：４回、R5年度：３回） | ○引き続き、自殺対策推進センターにおいて研修を実施予定<br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】 |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況<br>令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
|---|---|---|---|---|---|
| 5　心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組 | | | | | |
| (1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 | 厚生労働省 | ○「過労死等防止対策推進法」及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づいた、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止に関する対策への取組の実施<br>【令和７年度予算額：3.0億円】 | ○過労死等が多く発生していると指摘のある職種・業種についての調査研究を実施し、その結果を広く国民に発信<br>○過労死等防止対策推進シンポジウムの開催 | ○シンポジウム開催会場数（R7年度：48会場及びインターネット会場、R6年度：48会場及びインターネット会場、R5年度：48会場及びインターネット会場）【目標値：48会場】<br>○シンポジウム参加者数（R7年度：4,971人（インターネット会場を除く）、R6年度：4,802人（インターネット会場を除く）、R5年度：4,489人（インターネット会場を除く））【目標値：4,646人以上】 | ○引き続き、調査研究等、シンポジウム等による啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止に関する対策に取り組む予定<br>【令和８年度予算額：3.1億円】 |
| | | ○事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及のための「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発、ストレスチェック制度の実施の徹底<br>○令和７年の「労働安全衛生法」の改正により、労働者数50人未満の事業場に対してもストレスチェックの実施が義務化（施行期日は令和10年４月１日）<br>○令和８年２月に「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」を公表し、事業場に周知 | ○事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及のための「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発、ストレスチェック制度の実施の徹底 | | ○事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及のための「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発、ストレスチェック制度の実施の徹底を図る予定<br>○労働安全衛生法等の改正法が令和７年５月に成立しており、労働者数50人未満の事業場が円滑にストレスチェック制度に対応できるよう、地域産業保健センターの体制整備や、小規模事業場に即した実施体制・実施方法についてのマニュアルの周知等に取り組む |
| | | ○全国の産業保健総合支援センター等において、メンタルヘルス対策に係る事業場への訪問支援を実施<br>○全国の産業保健総合支援センターにて、産業保健スタッフ等への研修を実施<br>○全国の地域産業保健センターにてメンタルヘルス不調の労働者に対する個別訪問等を実施<br>○事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、産業保健サービスの提供に対する助成を実施<br>【令和７年度予算額：48.6億円の内数】 | ○全国の産業保健総合支援センター等において、メンタルヘルス対策に係る事業場への訪問支援を実施<br>○全国の産業保健総合支援センターにて、産業保健スタッフ等への研修を実施<br>○全国の地域産業保健センターにてメンタルヘルス不調の労働者に対する個別訪問等を実施<br>○事業主団体等に対して、中小企業等に対する産業保健サービスの提供に対する助成を実施 | ○訪問件数（R7年度：4,392件、R6年度：3,985件、R5年度：3,359件）<br>○研修実施回数（R7年度：6,285回、R6年度：6,295回、R5年度：6,279回）<br>○訪問等件数（R7年度：121,658件、R6年度：112,895件、R5年度：106,629件）<br>○助成実施数（R7年度：18件、R6年度：40件、R5年度：23件） | ○全国の産業保健総合支援センター等において、メンタルヘルス対策に係る事業場への訪問支援を実施予定<br>○全国の産業保健総合支援センターにて、産業保健スタッフ等への研修を実施予定<br>○全国の地域産業保健センターにてメンタルヘルス不調の労働者に対する個別訪問等を実施予定<br>○事業主団体等に対して、中小企業等に対する産業保健サービスの提供に対する助成を実施予定<br>【令和８年度予算額：52.2億円の内数】 |
| | | ○働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」にて、情報提供や電話相談等を実施<br>【令和７年度予算額：3.0億円の内数】 | ○働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」にて情報提供を実施するとともに、電話相談、メール相談等を実施 | ○電話相談件数（R7年度：38,791件、R6年度：27,357件、R5年度：28,176件）【R8年度目標値：35,000件】<br>○メール相談件数（R7年度：3,692件、R6年度：4,134件、R5年度：4,523件）<br>○SNS相談件数（R7年度：10,155件、R6年度：7,737件、R5年度：8,304件） | ○働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」にて、情報提供や電話相談等を実施予定<br>【令和８年度予算額：3.6億円の内数】 |
| | | ○職場におけるハラスメント対策を総合的に推進<br>○セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の職場のハラスメント撲滅に向けて、「ハラスメント撲滅月間」を設定し、シンポジウムの開催等による集中的な周知啓発を実施 | | | ○引き続き、職場におけるハラスメント対策を総合的に推進予定<br>○引き続き、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の職場のハラスメント撲滅に向けて、「ハラスメント撲滅月間」を設定し、シンポジウムの開催等による集中的な周知啓発を実施予定 |
| | | ○ポータルサイトを通じて、広く国民及び労使への周知・広報や労使の具体的な取組の促進 | ○ポータルサイトを通じた国民及び労使への周知・広報や労使の具体的な取組の促進 | ○ポータルサイト「あかるい職場応援団」月平均アクセス数（R7年度：187,808件、R6年度：203,474件、R5年度：202,602件） | ○引き続き、ポータルサイトを通じて、広く国民及び労使への周知・広報や労使の具体的な取組を促進予定 |
| | | ○ハラスメント事案が生じた企業等の事業主や人事労務対応者等からの相談に応じ、速やかに事案を解決するための対応策を助言するとともに、支援した対応事例をまとめた事例集を作成。<br>○カスタマーハラスメント対策を事業主の雇用管理上の措置義務とすること等を含む「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）の改正法が令和７年６月に成立・公布<br>○令和８年２月にカスタマーハラスメント防止のため事業主が雇用管理上講ずべき措置の具体的な内容等を盛り込んだ指針を告示（令和８年10月１日より適用）<br>【令和７年度予算額：7.9億円の内数】 | ○当該支援事業をリーフレット等で周知、事業主等の状況改善に向けた迅速な対応体制を構築 | ○ハラスメント事案解決のための支援及び解決事例の周知事業リーフレット配布部数（R7年度：40,000部） | ○労働施策総合推進法等の改正法が令和７年６月に成立しており、改正内容の円滑な施行に向けた周知・広報等に取り組む<br>○引き続き、ハラスメント事案が生じた企業等の事業主や人事労務対応者等からの相談に応じ、速やかに事案を解決するための対応策を助言するとともに、支援した対応事例をまとめた事例集を作成。<br>【令和８年度予算額：9.2億円の内数】 |
| | 経済産業省 | ○健康経営度調査にて、メンタルヘルス不調の予防や不調者への復職支援、就業と治療の両立支援に関する事業者の取組を調査<br>【令和７年度予算額：４億円の内数】 | ○健康経営度調査にて、メンタルヘルス不調の予防や不調者への復職支援、就業と治療の両立支援に関する事業者の取組を調査 | ○メンタルヘルス不調の予防等に取り組む法人数（R7年度：3,950法人、R6年度：3,645法人、R5年度：3,366法人） | ○健康経営度調査にて、メンタルヘルス不調の予防や不調者への復職支援、就業と治療の両立支援に関する事業者の取組を引き続き調査予定<br>【令和８年度予算額：１億円の内数】 |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| （2）地域における心の健康づくり推進体制の整備 | 厚生労働省 | ○自殺対策推進センターにおいて、地方公共団体・精神保健福祉センター職員等を対象とした研修を実施するとともに、関係機関相互間における連携体制を推進<br><br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】 | ○地方公共団体・精神保健福祉センター職員等を対象とした「生きることの包括的支援のための基礎研修」等の実施により資質向上と関係機関相互間の連携体制を推進 | ○「生きることの包括的支援のための基礎研修」参加者数（R6年度：844人、R5年度：950人、R4年度：1,646人）<br>○「自殺対策と他制度等との連携構築に関する研修会」（R7年度：１回） | ○引き続き、地方公共団体・精神保健福祉センター職員等を対象とした研修等を実施するとともに、関係機関相互間における連携体制を推進予定<br><br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】 |
| | 文部科学省 | ○公民館等の社会教育施設における心の健康づくりにつながる自主的な取組を促進するための地域住民による学びの事例収集・横展開 | ○心の健康づくりにつながる地域住民による学びの事例等の収集・横展開を実施 | | ○引き続き、公民館等の社会教育施設における心の健康づくりにつながる自主的な取組を促進するため、地域住民による学びの事例収集・横展開を図る予定 |
| | 国土交通省 | ○地域住民が集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いていける身近な都市公園の整備等の推進<br><br>【令和７年度予算額：95億円の内数】<br>【令和７年度予算額：6.5億円の内数】<br>【令和７年度予算額：13,344億円の内数】 | ○地域住民が集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いていける身近な都市公園の整備等の推進 | ○全国の都市公園等の整備量（R6年度：11.0㎡/人、R5年度：10.9㎡/人、R4年度：10.8㎡/人）【R7年度目標値11.4㎡/人】 | ○地域住民が集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いていける身近な都市公園の整備等を推進予定<br><br>【令和８年度予算額：95億円の内数】<br>【令和８年度予算額：3.9億円の内数】<br>【令和８年度予算額：13,126億円の内数】 |
| | 農林水産省 | ○高齢者等の生きがいづくりやリハビリ等を目的とした生産施設や活動施設の整備等の支援<br><br>○高齢者等の生きがい発揮のための地域住民活動支援促進施設の整備等の支援<br><br>【令和７年度予算額：73.9億円の内数】 | ○高齢者等の生きがいづくりやリハビリ等を目的とした生産施設や活動施設の整備等を支援し、農山漁村における雇用の創出等に寄与<br>○高齢者等の生きがい発揮のための地域住民活動支援促進施設の整備等を支援し、農山漁村における雇用の創出等に寄与 | ○生産施設等の整備（R7年度：０件、R6年度：０件、R5年度：１件3.2百万円）<br><br>○地域住民活動支援促進施設の整備（R7年度：０件、R6年度：０件、R5年度：２件43百万円） | ○高齢者等の生きがいづくりやリハビリ等を目的とした生産施設や活動施設の整備等を支援予定<br><br>○高齢者等の生きがい発揮のための地域住民活動支援促進施設の整備等を支援予定<br><br>【令和８年度予算額：70.5億円の内数】<br>【令和７年度補正予算額：29.3億円の内数】 |
| | | ○山村地域の高齢者等の生きがい発揮に資する特用林産物の生産基盤の整備等の生産環境づくりの支援<br><br>【令和７年度予算額：61.9億円の内数】 | ○特用林産物の生産振興を通じ、山村地域における就業機会の創出や国産きのこの生産量の維持に貢献 | ○特用林産振興施設整備（R7年度：５件209百万円、R6年度：１件150百万円、R5年度：１件45百万円） | ○山村地域の高齢者等の生きがい発揮に資する、特用林産物の生産基盤の整備等の生産環境づくりの支援を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：80.0億円の内数】 |
| （3）学校における心の健康づくり推進体制の整備 | 文部科学省 | ○教育相談体制の更なる充実に向け、「スクールカウンセラー等活用事業」及び「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施<br><br>【令和７年度予算額：86億円】 | ○平成31年度までにスクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（１万中学校区）に、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置することを目標とし、令和元年度以降はそのための予算を計上 | ○スクールソーシャルワーカーの対応中学校区数（R6年度：7,881校区、R5年度：7,871校区、R4年度：7,775校区）【目標：全ての中学校区（１万中学校区）】<br>○スクールカウンセラーの対応公立小中学校数（R6年度：27,263校、R5年度：27,199校、R4年度：27,082校）【目標：全ての公立小中学校（27,500校）】 | ○スクールカウンセラー等を活用した教育プログラムの実施を支援予定<br>○教育相談体制の更なる充実に向け、「スクールカウンセラー等活用事業」及び「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施<br><br>【令和８年度予算額：88億円】 |
| | | ○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究の実施<br>【令和７年度予算額：８百万円】 | | | ○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究を実施予定<br>【令和８年度予算額：８百万円】 |
| | | ○「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を実施<br>【令和７年度予算額：14.3億円】 | | | ○「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を実施予定<br>【令和８年度予算額：11.2億円】 |
| | | ○独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）において、大学等の教職員に対し、自殺を含む学生の心の問題や成長支援に関する正しい知識の習得と理解を促進する取組を実施 | ○独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）において、大学等の教職員に対し、自殺を含む学生の心の問題や成長支援に関する正しい知識の習得と理解を促進する「心の問題と成長支援ワークショップ」を実施 | ○参加者数（R7年度：183人、R6年度：188人、R5年度：98人） | ○独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）において、大学等の教職員に対し、自殺を含む学生の心の問題や成長支援に関する正しい知識の習得と理解を促進する取組を実施予定 |
| | | ○学校における労働安全衛生管理体制の整備を促す取組を実施 | ○労働安全衛生管理体制の整備を促進するため、各種通知・会議等を通じて、各教育委員会に対して指導・啓発を実施 | ○実施回数（R7年度：７回、R6年度：７回、R5年度：８回） | ○引き続き、学校における労働安全衛生管理体制の整備を促す取組を実施予定 |
| | | ○１人１台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進 | ○１人１台端末等を活用した「心の健康観察」の導入を推進するため、無償・有償で利用できる健康観察・教育相談システムの一覧や、システム構築のためのマニュアルを作成し、通知や「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」等において周知 | ○普及啓発協議会開催ブロック数（R7年度：10ブロック、R6年度：10ブロック、R5年度：10ブロック） | ○「心の健康観察」の導入に当たっては、学校のICT環境整備３か年計画（2025～2027年度）における、１人１台端末を活用した児童生徒の学校生活を支援するツール（例：児童生徒の心や体調の変化を早期に発見し、支援するツール）の整備に必要な経費を踏まえて地方財政措置が講じられている<br>○引き続き、通知や「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」等における周知により、「心の健康観察」の導入を推進 |
| | | ○SOSの受け止め方等に関する周知徹底 | ○「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」等において、SOSの出し方に関する教育の教材例を示すとともに、教職員を始めとした大人がSOSを受け止める体制の構築や心の危機に陥った友人のSOSの受け止め方等も児童生徒に教えることを周知 | ○普及啓発協議会開催ブロック数（R7年度：10ブロック、R6年度：10ブロック、R5年度：10ブロック） | ○SOSの受け止め方等について、各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」等を開催し、引き続き周知を実施予定 |
| （4）大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 | 復興庁 | ○相談員による日常生活上の相談支援や住民交流会の開催など、被災者に対する見守り・相談活動を支援<br><br>○保健師による巡回保健指導などの各種健康支援活動やそれらを担う専門人材の確保など、被災地方公共団体における健康支援活動 | | ○被災３県における相談員等による見守り実施回数（R7年度：155,010回、R6年度：202,975回、R5年度：290,738回）<br>○福島県における個別訪問による健康支援の実施件数（R7年度：0件、R6年度：0件、R5年度：2,418件）※R6年度、R7年度は自治体からの申請がなかったため実施なし。 | ○引き続き、相談員による日常生活上の相談支援や住民交流会の開催など、被災者に対する見守り・相談活動を支援予定 |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| | | ○心のケアセンターにおいて被災者への個別相談支援や支援者支援等を実施<br><br>○こどものいる被災した家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置やこどもの心と体のケアなどの総合的な支援<br><br>【令和７年度予算額：77億円の内数】 | ○相談件数は全体として漸減傾向にあるが、依然として高い水準で推移していることから、引き続き支援していくことが重要であると認識<br><br>○避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転などに伴い、被災者をとりまく課題が多様化する中、被災地方公共団体等が直面する課題・ニーズに的確に対応し、効果的な被災者支援活動の支援を実施 | ○被災３県における相談件数（R7年度：16,472件、R6年度：16,249件、R5年度：15,007件）<br><br>○子育てイベントの開催実施回数（R7年度：57回、R6年度：392件、R5年度:256回） | ○引き続き、心のケアセンターにおいて被災者への個別相談支援や支援者支援等を実施予定<br><br>○引き続き、こどものいる被災した家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置やこどもの心と体のケアなどの総合的な支援予定<br><br>【令和８年度予算額：55億円の内数】 |
| | 文部科学省 | ○各教育委員会等の生徒指導担当者等を対象としたいじめに関する行政説明を開催し、被災児童生徒へのいじめも含め、いじめに対して適切な対応が行われるよう周知<br><br>○被災した地方公共団体等が学校などにスクールカウンセラー等を派遣するために、「緊急スクールカウンセラー等活用事業」として必要な経費を支援<br>【令和７年度予算額：14.3億円】 | ○各教育委員会等の生徒指導担当者等を対象としたいじめに関する行政説明の開催等を通じて、各教育委員会・学校等における被災児童生徒へのいじめに対する適切な対応が行われるよう周知<br><br>○「緊急スクールカウンセラー等活用事業」として、スクールカウンセラー等を配置 | ○行政説明実施箇所数（R7年度:66か所、R6年度：71か所、R5年度:78か所）<br><br>○配置人数（R6年度：321人、R5年度：401人、R4年度：353人） | ○引き続き、各教育委員会等の生徒指導担当者等を対象としたいじめに関する行政説明を開催し、被災児童生徒へのいじめも含め、いじめに対して適切な対応が行われるよう周知していく予定<br><br>○「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を計上予定<br><br>【令和８年度予算額11.2億円】 |
| | 厚生労働省 | ○DPATのうち、特に、発災からおおむね48時間以内に、被災した都道府県において、本部機能の立ち上げや急性期の精神科医療ニーズへの対応等を行う隊を「日本DPAT（令和６年度まではDPAT先遣隊）」として位置付け、「DPAT体制整備事業」を通じて、隊員の養成研修・技能維持研修を実施<br>○各都道府県の災害拠点精神科病院の整備を進めるため、耐震化のための施設整備費等の財政支援を実施<br><br>【令和７年度予算額：64百万円】<br>【令和６年度補正予算額（繰越分）：10.0億円】 | ○日本DPAT隊員の着実な増加<br>研修修了者数（R7年度：178人、R6年度：144人、R5年度：183人）<br>日本DPAT隊員数：1,268名（令和８年４月現在）<br>○災害拠点精神科病院の着実な増加<br>新規指定数（R7年度：２病院、R6年度：３病院、R5年度：７病院）<br>（令和８年４月現在） | ○47都道府県521機関に日本DPATを配置<br>【目標値】47都道府県全てに日本DPATを配置<br>○32都府県52病院が災害拠点精神科病院に指定<br>【目標値】都道府県ごとに必要数を整備<br>（少なくとも県内に１か所以上の整備）<br>（令和８年４月現在） | ○引き続き、日本DPAT隊員の養成研修・技能維持研修を実施予定<br>○引き続き、各都道府県の災害拠点精神科病院の整備を進めるため、耐震化のための施設整備費等の財政支援を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：97百万円】<br>【令和７年度補正予算額（繰越分）：10.0億円】 |
| | | ○「被災地心のケア事業」において、石川こころのケアセンターを設置し、心のケアを必要とする方に対して、電話相談や訪問支援等を実施<br>【令和６年度補正予算額（繰越分）：1.2億円】 | ○石川こころのケアセンターを設置し、心のケアを必要とする方に対して、電話相談や訪問支援等を実施 | ○相談件数（R7年度：963件、R6年度：1,422件） | ○引き続き、「被災地心のケア事業」において、心のケアを必要とする方に対して、電話相談や訪問支援等を実施予定<br><br>【令和７年度補正予算額（繰越分）：62.4百円】 |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| **6　適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする取組** | | | | | |
| （1）精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上 | 厚生労働省 | ○精神科を専門としない医師等に対し、うつ病診断能力の向上を目的に「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業」を実施<br><br>【令和７年度予算額：442億円の内数】 | ○精神科を専門としない医師等に対し、うつ病診断能力の向上を目的に「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業」を実施 | ○受講者数（R7年度：1,796人、R6年度：2,705人、R5年度：2,794人） | ○引き続き、精神科を専門としない医師等に対し、うつ病診断能力の向上を目的に「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業」を実施予定<br>【令和８年度予算額：445億円の内数】 |
| | | ○自殺対策推進センターにおいて、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を向上させる研修を実施<br><br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】 | ○自殺対策推進センターにおいて、「生きることの包括的支援のための基礎研修」として連動性を向上させる研修を実施<br>○自殺対策推進センターにおいて、「自殺対策と他制度等との連携構築に関する研修会」として連動性を向上させる研修を実施 | ○「生きることの包括的支援のための基礎研修」参加者数（R6年度：844人、R5年度：950人、R4年度：1,646人）<br>○「自殺対策と他制度等との連携構築に関する研修会」参加者数（R7年度：約700人）<br>○「重層的支援体制整備事業」及び移行準備事業（重層事業等）を実施する地方公共団体を対象に、自殺対策に係る多機関協働による対応事例の情報を収集するとともに、当該情報を整理した事例集を作成・提供（掲載事例数　R6年度：５事例、R5年度：７事例、R4年度：７事例）<br>○重層事業等を実施しており、かつ、事例情報の提供のあった地方公共団体のうち、希望のあった地方公共団体を対象に、連携体制構築等に向けた研修や助言等を実施（R5年度：３自治体、R4年度：６自治体） | ○引き続き、自殺対策推進センターにおいて、連動性を向上させる研修を実施予定<br>○重層事業等実施自治体を対象にした事例収集、研修・助言等の実施及び事例集の作成・提供についても継続して実施予定<br><br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】 |
| （2）精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実 | 厚生労働省 | ○自殺対策推進センターにおいて、精神科医療を担う人材育成のため「自殺未遂者ケア研修」等を実施<br><br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】 | ○精神保健医療を担う人材育成のため、自殺未遂者ケア研修「一般救急版」、「精神科救急版」及び「かかりつけ医版」等の各種研修等を実施 | ○「自殺未遂者ケア研修『一般救急版』」参加者数（R7年度：58人、R6年度：105人、R5年度：111人）<br>○「自殺未遂者ケア研修『精神科救急版』」参加者数（R7年度：54人、R6年度：50人、R5年度：51人）<br>○「自殺未遂者ケア研修『かかりつけ医版』」参加者数（R7年度：131人、R6年度：363人、R5年度：379人） | ○引き続き、精神保健医療を担う人材育成のため、「自殺未遂者ケア研修」等の各種研修等を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】 |
| | | ○「認知行動療法研修事業」を実施<br><br>【令和７年度予算額：44.2百万円】 | ○「認知行動療法研修事業」を実施 | ○受講者数（R7年度：24人、R6年度：36人、R5年度：32人） | ○引き続き、「認知行動療法研修事業」を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：44.2百万円】 |
| | | ○「濫用等のおそれのある医薬品」の販売について販売方法を見直し、若年者に対しては適正量に限って販売すること等を義務付けること等を含む「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和７年５月に公布<br>○相談窓口を記載したWebサイトや啓発資材、薬剤師や登録販売者が、一般用医薬品の販売機会などを通じて、オーバードーズに苦しむ若者を適切な支援先につなぐためのマニュアルについて、webサイトでの周知等、現場での活用を促す取組を推進 | ○啓発資材等による乱用防止や相談窓口に係る周知を実施するとともに、薬剤師・登録販売者向けのマニュアルについて現場での活用を推進 | | ○濫用等のおそれのある医薬品を指定濫用防止医薬品として規定するとともに、その販売方法を見直し、若年者に対しては適正量に限って販売すること等を義務付ける「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和８年５月に施行され、指定濫用防止医薬品の販売状況の調査を行う予定<br>○引き続き、市販薬乱用防止に関する啓発を実施するとともに、オーバードーズに苦しむ若者を適切な支援先につなぐことができるよう、マニュアルの普及、相談・支援先の周知を図る予定<br><br>【令和８年度予算額：22.1百万円の内数】 |
| （3）精神保健医療福祉サービスの連動性を高めるための専門職の配置 | 厚生労働省 | ○精神保健福祉士等の専門職等を、医療機関を始めとした地域に配置する取組を実施 | ○精神保健福祉士等の専門職等を、医療機関を始めとした地域に配置する取組を実施 | ○精神保健福祉士登録者数（R7年度：116,961人、R6年度：111,588人、R5年度：106,962人） | ○引き続き、精神保健福祉士等の専門職等を医療機関等の地域への配置を促す予定 |
| | 参照 | 6－（1） | | | |
| （4）かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上 | 参照 | 4－（3） | | | |
| （5）子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備 | こども家庭庁 | ○都道府県等における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業等を行う「こどもの心の診療ネットワーク事業」を実施<br><br>【令和７年度予算額：57.6億円の内数】 | ○都道府県等における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業等を行う「こどもの心の診療ネットワーク事業」を実施 | ○実施自治体数（R7年度：22自治体、R6年度：21自治体、R5年度：21自治体） | ○都道府県等における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業等を行う「こどもの心の診療ネットワーク事業」を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：56.4億円の内数】 |
| | 厚生労働省 | ○「こころの健康づくり対策事業」において、「PTSD対策専門研修」「児童・思春期精神保健研修」を実施<br><br>【令和７年度予算額：17.1百万円の内数】 | ○「こころの健康づくり対策事業」において、「PTSD対策専門研修」「児童・思春期精神保健研修」を実施 | ○受講者数（R7年度：1,827人、R6年度：2,313人、R5年度：2,487人） | ○引き続き、「こころの健康づくり対策事業」において、「PTSD対策専門研修」「児童・思春期精神保健研修」を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：17.1百万円の内数】 |
| （6）うつ等のスクリーニングの実施 | 厚生労働省 | ○保健所、市町村保健センター等による訪問指導や健康診査、健康教育・健康相談の機会を活用することにより、地域におけるうつ病の懸念がある人の把握を推進 | ○保健所、市町村保健センター等による訪問指導や健康診査、健康教育・健康相談の機会を活用することにより、地域におけるうつ病の懸念がある人の把握を推進 | | ○引き続き、保健所、市町村保健センター等による訪問指導や健康診査、健康教育・健康相談の機会を活用することにより、地域におけるうつ病の懸念がある人の把握を推進予定 |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| | | ○高齢者の介護予防や社会参加の推進等のための多様な通いの場の整備等、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進<br><br>【令和７年度予算額：1,800億円の内数】 | ○年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進 | ○通いの場の箇所数（R6年度：約163,000か所、R5年度：約158,000か所、R4年度：約146,000か所）<br>○参加率（R6年度：高齢者人口の6.9%、R5年度：高齢者人口の6.7%、R4年度：高齢者人口の6.2%）【目標値：15%（R22年度末まで）】<br>※どちらも運営主体を限定しない場合の数値 | ○引き続き、高齢者の介護予防や社会参加の推進等のための多様な通いの場の整備など、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進予定<br><br>【令和８年度予算額：1,807億円の内数】 |
| | こども家庭庁 | ○産後うつの予防や新生児への虐待予防等産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、産婦健康診査の費用を助成<br><br>【令和７年度予算額：57.6億円の内数】 | ○産後うつの予防や新生児への虐待予防等産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、平成29年４月から産婦健康診査の費用を助成 | ○助成市区町村数（R7年度：1,523市区町村、R6年度：1,445市区町村、R5年度：1,296市区町村） | ○引き続き、産後うつの予防や新生児への虐待予防等産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、産婦健康診査の費用を助成予定<br><br>【令和８年度予算額：56.4億円の内数】 |
| | | ○乳児家庭の孤立化防止や産後うつの予防等も含めた養育上の諸問題への支援を図るため、生後４か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業」を実施<br><br>【令和７年度予算額：2,138億円の内数】 | ○乳児家庭の孤立化防止や産後うつの予防等も含めた養育上の諸問題への支援を図るため、生後４か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業」を実施 | ○実施自治体数（同様の効果のある別事業等を含む）（R7年度：1,691市区町村、R6年度：1,655市区町村） | ○引き続き、乳児家庭の孤立化防止や産後うつの予防等も含めた養育上の諸問題への支援を図るため、生後４か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業」を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：2,163億円の内数】 |
| （7）うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進 | 厚生労働省 | ○うつ病以外の精神疾患に適切に対応できるよう、精神医療及び精神保健関係者等を対象に研修を実施<br>○「依存症普及啓発事業」において、シンポジウムの開催等、アルコール関連問題についての啓発を実施<br>○依存症対策全国拠点機関による地域における指導者の養成や都道府県・指定都市による依存症相談拠点の設置、依存症の専門医療機関・治療拠点機関の選定、「依存症対策地域支援事業」の活用等により、関係機関が連携し、地域における依存症対策を推進<br><br>○依存症対策全国拠点機関において、依存症対策にかかる調査研究を実施<br>【令和７年度予算額：8.4億円】<br>【令和６年度補正予算額：2.2億円】 | ○依存症対策全国拠点機関において、地域で依存症の治療や相談に当たる者に対する研修を実施<br>○「依存症普及啓発事業」において、シンポジウムや資材配付等の普及啓発を実施<br>○都道府県・指定都市において、依存症相談拠点、依存症専門医療機関、治療拠点機関を整備<br><br>○依存症対策全国拠点機関において、依存症対策にかかる調査研究を実施 | ○受講者数（R7年度：609人、R6年度：566人、R5年度:506人）<br><br>○アルコール相談拠点数（R7年度：67自治体、R6年度：67自治体、R5年度：67自治体）<br>○アルコール専門医療機関数（R7年度：62自治体、R6年度：62自治体、R5年度：62自治体）<br>○アルコール治療拠点機関数（R7年度：53自治体、R6年度：53自治体、R5年度：52自治体）<br>○薬物相談拠点数（R7年度：67自治体、R6年度：67自治体、R5年度：67自治体）<br>○薬物専門医療機関数（R7年度：54自治体、R6年度：54自治体、R5年度：53自治体）<br>○薬物治療拠点機関数（R7年度：42自治体、R6年度：42自治体、R5年：42自治体）<br>○ギャンブル相談拠点数（R7年度：67自治体、R6年度：67自治体、R5年度：67自治体）<br>○ギャンブル専門医療機関数（R7年：62自治体、R6年度：59自治体、R5年度：58自治体）<br>○ギャンブル治療拠点機関数（R7年度：47自治体、R6年度：46自治体、R5年度：44自治体） | ○引き続き、うつ病以外の精神疾患に適切に対応できるよう、精神医療及び精神保健関係者等を対象に研修を実施予定<br>○引き続き、「依存症普及啓発事業」において、シンポジウムの開催等、アルコール関連問題についての啓発を実施予定<br>○引き続き、依存症対策全国拠点機関による地域における指導者の養成や都道府県・指定都市による依存症相談拠点の設置、依存症の専門医療機関・治療拠点機関の選定、「依存症対策地域支援事業」の活用等により、関係機関が連携し、地域における依存症対策を推進予定<br><br>○引き続き、依存症対策全国拠点機関において、依存症対策にかかる調査研究を実施予定<br>【令和８年度予算額：8.4億円】<br>【令和７年度補正予算額：2.2億円】 |
| （8）がん患者、慢性疾患患者等に対する支援 | 厚生労働省 | ○「地域医療介護総合確保基金」を通じて、看護師の資質の向上に関する研修への財政支援を実施 | ○がんや慢性疾患患者等の看護を含めた看護職の専門性向上を図るための研修は一定の成果を獲得 | ○研修実施都道府県数（R6年度：27、R5年度：28、R4年度：20） | ○「地域医療介護総合確保基金」を通じて、看護師の資質の向上に関する研修への財政支援を実施予定 |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| **7　社会全体の自殺リスクを低下させる取組** | | | | | |
| （1）地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信 | 厚生労働省 | ○「こころの健康相談統一ダイヤル」を運用<br><br>○地域自殺対策強化交付金を活用し、包括支援相談の実施等、地域における相談体制を拡充<br><br>○自殺対策推進センターにおいて、都道府県・指定都市から相談窓口の情報を得て、同センターのWebサイトの中に「いのち支える相談窓口一覧」（都道府県・指定都市別の相談窓口一覧）を開設<br><br>○令和７年度「自殺予防週間」（９月10日～16日）及び「自殺対策強化月間」（３月）において、広報ポスターやインターネット上において電話やSNSの相談窓口を周知<br><br>○Webサイト「支援情報検索サイト」に情報集約し、相談窓口を周知<br><br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】<br>【令和７年度予算額：32.1億円の内数】 | ○「こころの健康相談統一ダイヤル」を運用<br><br>○地域自殺対策強化交付金を活用し、包括支援相談の実施等、地域における相談体制を拡充<br><br>○自殺対策推進センターにおいて、都道府県・指定都市から相談窓口の情報を得て、同センターのWebサイトの中に「いのち支える相談窓口一覧」（都道府県・指定都市別の相談窓口一覧）を開設<br><br>○「自殺予防週間」（９月10日～16日）及び「自殺対策強化月間」（３月）において、広報ポスターやインターネット上において電話やSNSの相談窓口を周知<br><br>○Webサイト「支援情報検索サイト」に情報集約し、相談窓口を周知 | ○相談件数（R7年度：約173,000件、R6年度：約173,000件、R5年度:約187,000件）<br><br>○PV数（R7年度：94,529件、R6年度：103,323件、R5年度：118,116件）<br><br>○こころの健康相談統一ダイヤルについて聞いたことがある人の割合（R3年度：57.9%、H28年度：49.6%）【目標値：33%】<br>○SNS相談について聞いたことがある人の割合（R3年度：33.5%）【目標値：33%】<br>○よりそいホットラインについて聞いたことがある人の割合（R3年度：30.9%、H28年度：23.9%）【目標値：33%】<br>※自殺対策に関する意識調査 | ○引き続き、「こころの健康相談統一ダイヤル」を運用予定<br><br>○地域自殺対策強化交付金を活用し、包括支援相談の実施等、地域における相談体制の拡充を図る予定<br><br>○引き続き、自殺対策推進センターにおいて、都道府県・指定都市から相談窓口の情報を得て、同センターのWebサイトの中の「いのち支える相談窓口一覧」（都道府県・指定都市別の相談窓口一覧）を更新予定<br><br>○令和８年度「自殺予防週間」（９月10日～16日）及び「自殺対策強化月間」（３月）において、広報ポスターやインターネット上において電話やSNSの相談窓口を周知<br><br>○引き続き、Webサイト「支援情報検索サイト」に情報集約し、相談窓口を周知<br><br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】<br>【令和８年度予算額：32.8億円の内数】 |
| | | ○生きにくさ、暮らしにくさを抱える人からの相談を24時間365日無料で受け、具体的な問題解決につなげるための電話相談事業を補助事業として実施<br><br>【令和７年度予算額：7.5億円】 | ○生きにくさ、暮らしにくさを抱える人からの相談を24時間365日無料で受け、具体的な問題解決につなげるための電話相談事業を補助事業として実施 | ○自殺防止ライン相談件数（R6年度：9,245件、R5年度：15,750件、R4年度：20,353件）※完了呼数件数 | ○生きにくさ、暮らしにくさを抱える人からの相談を24時間365日無料で受け、具体的な問題解決につなげるための電話相談事業を補助事業として実施予定<br><br>【令和８年度予算額：7.5億円】 |
| | 内閣府 | ○孤独・孤立対策Webサイト「あなたはひとりじゃない」を開設し、チャットボット（自動応答システム）により、18歳以下の方を含めた利用者向けに相談窓口を紹介する専用ページを設けるなど、孤独・孤立対策に関する継続的・一元的な情報発信等を実施<br><br>【令和７年度予算額：0.3億円】 | ○孤独・孤立対策Webサイト「あなたはひとりじゃない」を開設し、チャットボット（自動応答システム）により、18歳以下の方を含めた利用者向けに相談窓口を紹介する専用ページを設けるなど、孤独・孤立対策に関する継続的・一元的な情報発信等を実施 | ○孤独・孤立対策チャットボット（自動応答システム）による支援制度数（R7年度：168、R6年度：161、R5年度：161 ） | ○引き続き、孤独・孤立対策に関する継続的・一元的な情報発信等を実施する予定<br><br>【令和８年度予算額：0.2億円】 |
| | | ○年末年始やゴールデンウイークの期間に、孤独・孤立に悩む人向けに、NPOなど関係団体が連携し、相談を受け付ける窓口体制である「孤独・孤立相談ダイヤル」（＃9999）、メール相談及びチャット相談を実施<br><br>【令和６年度補正予算額：4.1億円の内数】 | ○既存の相談窓口が閉まり、利用者のニーズの高まる期間等において、24時間相談を受け付ける「孤独・孤立相談ダイヤル」（＃9999）を実施 | ○これまでの「孤独・孤立相談ダイヤル」（＃9999）の試行実施における総架電件数<br>・第１期(R4/7/7-7/14)：14,678件<br>・第２期(R4/8/30-9/6)：10,353件<br>・第３期(R4/12/1-12/2)：813件<br>・第４期(R4/12/28-R5/1/4)：26,567件<br>・第５期(R5/12/15-R6/1/4)：34,315件<br>・第６期(R6/5/2-5/7)：4,839件<br>・第７期(R6/12/25-R7/1/4)：19,463件<br>・第８期(R7/5/2-5/7)：9,564件<br>・第９期（R7/12/25－R8/1/4):24,843件 | ○引き続き、「孤独・孤立相談ダイヤル」（＃9999）、メール相談及びチャット相談の試行実施を行う予定<br><br>【令和７年度補正予算額：3.9億円の内数】 |
| （2）多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 | 金融庁 | ○「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施し、全国各地でメンタルヘルスを含む相談を受け付ける無料相談会等の取組を実施<br><br>【令和７年度予算額：10.8百万円の内数】 | ○「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施し、全国各地でメンタルヘルスを含む無料相談会の開催など地方公共団体や関係機関の主体的な取組を促進<br>○無料相談会を実施した先：財務局・財務支局、地方公共団体、弁護士会、司法書士会 | ○キャンペーン期間中の無料相談会実施回数（R7年度：約900回、R6年度：約2,300回、R5年度：約3,000回）（財務局、都道府県、市区町村） | ○「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施し、引き続き、全国各地でメンタルヘルスを含む相談を受け付ける無料相談会等の取組を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：10.6百万円の内数】 |
| | | ○金融経済教育推進機構（J-FLEC）において多重債務問題を含む金融経済教育の講義資料を作成・公開の上、学校や企業等への出張授業を行うことで、借金や多重債務等のトラブルやその対応策について青少年を含め幅広い層に対して周知<br><br>【令和７年度予算額：1.5億円の内数】 | ○多重債務問題を含む金融経済教育の講義資料を作成・公開の上、学校や企業等への出張授業を実施。借金や多重債務等のトラブルやその対応策について青少年を含め幅広い層に対して周知 | ○講師派遣件数（R7年度：11,059件、R6年度：2,306件※）<br>※講師派遣の申込受付開始（令和６年８月26日）以降、J-FLECとして講師を派遣した件数<br>【目標値:10,000件】 | ○多重債務問題を含む金融経済教育の講義資料を用い、学校や企業等への出張授業を行うことで、借金や多重債務等のトラブルやその対応策について、青少年を含め幅広い層に対して引き続き周知<br><br>【令和８年度予算額：1.5億円の内数】 |
| | 消費者庁 | ○「地方消費者行政強化交付金」等により地方公共団体が実施する取組に対する支援を実施<br><br>【令和７年度予算額：15.5億円の内数】 | ○多重債務に関する消費生活相談の件数はピーク時の3割程度まで減少するなど、着実に取組は浸透<br>○しかし貸金業者から５件以上無担保無保証借入の残高がある人が多数おり取組を継続する必要あり | | ○「地方消費者行政強化交付金」等を通じ、引き続き地方公共団体が実施する取組への支援を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：15.0億円の内数】 |
| | | ○独立行政法人国民生活センターにおいて、地方公共団体の消費生活相談員等に対し、多重債務問題に関する研修を実施 | ○国民生活センターで開催される多重債務問題やギャンブル等依存症に関する研修を消費生活相談員が受けられるよう支援（国民生活センターにおける多重債務問題に関する研修） | ○研修実施回数（R7年度：５回、R6年度：４回、R5年度：６回）<br>○受講者数（R7年度：668人、R6年度：410人、R5年度：415人） | ○引き続き、独立行政法人国民生活センターにおいて、地方公共団体の消費生活相談員等に対し、多重債務問題などに関する研修を実施予定 |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| | | 【令和７年度予算額：31.3億円の内数】 | | | 【令和８年度予算額：32.3億円の内数】 |
| | | ○消費生活相談員等を対象とした、ギャンブル等依存症に関する相談拠点との具体的な連携方法や相談実施方法等を整理した対応マニュアルを活用 | ○消費生活相談員等を対象とした、ギャンブル等依存症に関する相談拠点との具体的な連携方法や相談実施方法等を整理した対応マニュアルを策定（平成29年度策定、平成30年度及び令和元年度改定） | ○研修実施回数（R7年度：２回、R6年度：２回、R5年度：３回）<br>※R5、R6、R7年度は単独ではなく、多重債務問題に関する研修と合同でギャンブル等依存症に関する研修を実施 | ○引き続き、独立行政法人国民生活センターにおいて、地方公共団体の消費生活相談員等に対し、ギャンブル等依存症対策を含む研修を実施予定<br>○引き続き、消費生活相談において、対応マニュアルを活用予定 |
| | 厚生労働省 | ○各都道府県社会福祉協議会において、「生活福祉資金貸付」を実施 | ○資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、低所得世帯等が安定した生活を送れるようにするとともに、生活意欲の助長や社会参加を促進 | ○貸付決定件数（R6年度：24,067件、R5年度：25,636件、R4年度：23,109件） | ○各都道府県社会福祉協議会において、「生活福祉資金貸付」を実施予定 |
| (3) 失業者等に対する相談窓口の充実等 | 厚生労働省 | ○全国のハローワークの求職者を対象に、ストレスチェックシートの作成・配布、心の悩み・不安等の相談に対する専門家によるメール相談を実施<br>【令和７年度予算額：5.0百万円】 | ○全国のハローワークの求職者を対象に、ストレスチェックシートの作成・配布、心の悩み・不安等の相談に対する専門家によるメール相談を実施 | ○メール相談件数（R7年度：511件、R6年度：403件、R5年度：322件） | ○引き続き、全国のハローワークの求職者を対象に、ストレスチェックシートの作成・配布、心の悩み・不安等の相談に対し、専門家によるメール相談を実施予定<br>【令和８年度予算額：5.4百万円】 |
| | | ○ハローワークにおいて、就職に関連した生活に関する問題について専門家による巡回相談を実施<br>【令和７年度予算額：1.3億円】 | ○ハローワークにおいて、就職に関連した生活に関する問題について専門家による巡回相談を実施 | ○巡回相談実施件数（R7年度：7,886件、R6年度：7,642件、R5年度：7,712件） | ○引き続き、ハローワークにおいて、心の健康を含む生活の問題に関する専門家による巡回相談を実施予定<br>【令和８年度予算額：1.4億円】 |
| | | ○若年無業者等に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションを全国に設置 | ○若年無業者等に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションを全国に設置 | ○地域若者サポートステーションにおける就職等率（R7年度：74.3%、R6年度：73.7%、R5年度：71.7%）【目標値：72.9%以上（R7年度）】 | ○引き続き、若年無業者等に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションを全国に展開予定 |
| | | ○一人一人に応じた専門的な相談やコミュニケーション訓練、アウトリーチ型相談による若年無業者等の職業的自立支援 | ○一人一人に応じた専門的な相談やコミュニケーション訓練、アウトリーチ型相談による若年無業者等の職業的自立支援 | | ○引き続き、一人一人に応じた専門的な相談やコミュニケーション訓練、アウトリーチ型相談による若年無業者等の職業的自立支援を実施予定 |
| | | ○就職後の定着・ステップアップ支援による若年無業者等の職業的自立支援 | ○就職後の定着・ステップアップ支援による若年無業者等の職業的自立支援 | ○定着・ステップアップ支援を受けた者のうち、就職後6か月経過時点で就労している者の割合（R7年度：83.4%、R6年度：83.2%、R5年度：79.3%）【目標値80.5%以上（R7年度）】 | ○引き続き、就職後の定着・ステップアップ支援による若年無業者等の職業的自立支援を実施予定 |
| | | ○職場体験等による若年無業者等の職業的自立支援<br>【令和７年度予算額：47億円の内数】 | ○職場体験等による若年無業者等の職業的自立支援 | | ○引き続き、職場体験等による若年無業者等の職業的自立支援を実施予定<br>【令和８年度予算額：47億円の内数】 |
| (4) 経営者に対する相談事業の実施等 | 経済産業省 | ○都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の「経営安定特別相談事業」に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助<br>【令和７年度予算額：61.0億円の内数】 | ○都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の「経営安定特別相談事業」に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助 | ○都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の「経営安定特別相談事業」に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助 | ○都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の「経営安定特別相談事業」に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助予定<br>【令和８年度予算額：62.1億円の内数】 |
| | | ○47都道府県に設置された「中小企業活性化協議会」において、財務上の問題を抱えている中小企業から事業再生等に関する相談を受け、再生計画の策定支援等を実施<br>○事業再生が極めて困難な場合であっても、意欲のある経営者等が円滑に再チャレンジできるよう経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理等による支援を実施 | ○47都道府県に設置された「中小企業活性化協議会」において、財務上の問題を抱えている中小企業から事業再生等に関する相談を受け、再生計画の策定支援等を実施<br>○事業再生が極めて困難な場合であっても、意欲のある経営者等が円滑に再チャレンジできるよう経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理等による支援を実施 | ○窓口相談件数（R7年度：10,081件、R6年度：8,761件、R5年度:6,787件）<br>○再生計画策定支援完了件数（R7年度：1,212件、R6年度：1,118件、R5年度:1,029件）<br>○再チャレンジ支援完了件数（R7年度：1,906件、R6年度：1,340件、R5年度：884件） | ○47都道府県に設置された「中小企業活性化協議会」において、財務上の問題を抱えている中小企業から事業再生等に関する相談を受け、再生計画の策定支援等を実施予定<br>○事業再生が極めて困難な場合であっても、意欲のある経営者等が円滑に再チャレンジできるよう経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理等による支援を実施予定 |
| | | ○「中小企業活性化協議会」において、事業環境や社会環境が変化する中で、収益力が低下したり、財務内容が悪化したりするおそれがある中小企業者を対象に、収益力改善計画（収益力改善アクションプラン＋簡易な収支・資金繰り計画）の作成のほか、ガバナンス体制の整備支援を実施<br>○収益力改善やガバナンス体制の整備を目的とする支援策（経営改善計画策定支援・早期経営改善計画策定支援）における支援機関の質向上やボトムアップのため、「収益力改善支援に関する実務指針」の遵守を促進 | ○「中小企業活性化協議会」において、有事に移行しそうな中小企業者を対象に、収益力改善計画（収益力改善アクションプラン＋簡易な収支・資金繰り計画）の作成支援を実施<br>○収益力改善やガバナンス体制の整備を目的とする支援策（経営改善計画策定支援・早期経営改善計画策定支援）における支援機関の質向上やボトムアップのため、「収益力改善支援に関する実務指針」を策定 | ○収益力改善計画策定支援完了件数（R7年度：1,065件、R6年度：859件、R5年度:942件） | ○「中小企業活性化協議会」において、事業環境や社会環境が変化するなかで、収益力が低下したり、財務内容が悪化したりするおそれがある中小企業者を対象に、収益力改善計画（収益力改善アクションプラン＋簡易な収支・資金繰り計画）の作成のほか、ガバナンス体制の整備支援を実施予定<br>○収益力改善やガバナンス体制の整備を目的とする支援策（経営改善計画策定支援・早期経営改善計画策定支援）における支援機関の質向上やボトムアップのため、「収益力改善支援に関する実務指針」の遵守を促進する予定 |
| | | ○各都道府県に設置されている「取引かけこみ寺」（全国48か所）において、中小企業からの取引に関する各種相談に対応 | ○各都道府県に設置されている「取引かけこみ寺」（全国48か所）において、中小企業からの取引に関する各種相談に対応 | ○相談応答件数（R7年度：13,846件、R6年度：11,687件、R5年度：12,346件） | ○各都道府県に設置されている「取引かけこみ寺」（全国48か所）において、中小企業からの取引に関する各種相談に対応予定 |
| | | ○「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施 | ○「中小企業電話相談ナビダイヤル」を平成23年3月から実施 | ○「中小企業電話相談ナビダイヤル」を平成23年３月から実施 | ○平成23年３月から実施してきた「中小企業電話相談ナビダイヤル」を継続して実施予定 |
| | | ○中小企業庁のメールマガジンにおいて、「自殺対策強化月間」や自殺対策関係の相談窓口、中小企業の経営上の相談窓口の周知を実施 | ○中小企業庁のメールマガジンにおいて、「自殺対策強化月間」や自殺対策関係の相談窓口、中小企業の経営上の相談窓口の周知を実施 | ○実施回数（R7年度：１回、R6年度：１回、R5年度：１回） | ○中小企業庁のメールマガジンにおいて、「自殺対策強化月間」や自殺対策関係の相談窓口、中小企業の経営上の相談窓口の周知を実施予定 |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| | 金融庁 | ○「経営者保証改革プログラム」の実行を推進するため、以下の対応を実施<br>①金融機関が保証契約締結時に事業者・保証人に対して保証契約の必要性等を個別具体的に説明した件数等の公表<br>②金融機関における「経営者保証に関するガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の公表状況等の把握<br>③「経営者保証ホットライン」に寄せられた事業者からの声への対応<br>○民間金融機関における活用実績の集計結果の公表を行った上で金融機関と対話をするなどして、ガイドラインの活用を促進<br>○新規の保証契約締結時等に求めている保証契約の必要性等に関する説明・記録を、これまで当該説明を実施していない既存の保証契約についても求めるべく、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等を改正 | ○左記の①～③について、以下のとおり取組を実施<br>①「新規融資件数に占める『経営者保証に依存しない融資件数』と『有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資件数』との合計の割合」の令和７年度の実績を令和８年６月に公表<br>②個別金融機関(銀行業態)の「経営者保証に関するガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」を一覧化し、金融庁のHPで令和８年７月に公表<br>③「経営者保証ホットライン」に寄せられた事業者からの声等を踏まえ、態勢整備の状況等を個別金融機関にヒアリング<br>○半期ごとの民間金融機関における活用実績の集計結果の公表（令和７年12月、令和８年６月）<br>○活用実績の内容を金融業界団体との意見交換会で周知し、個別金融機関と対話をするなどして、ガイドラインの活用を促進 | ○新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合（R7年度：55.7%、R6年度：52.9%、R5年度：47.6%）<br>○新規融資件数に占め「経営者保証に依存しない融資件数」と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資件数」との合計の割合（R7年度：99.9%、R6年度：99.5%、R5年度：95.0%） | ○金融機関による経営者保証への安易な依存をなくし、事業者の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につなげていくよう、引き続き「経営者保証改革プログラム」の実行を推進 |
| (5) 法的問題解決のための情報提供の充実 | 法務省 | ○テレビ広告、新聞広告、インターネット広告（SNS含む）及びパンフレット・リーフレット等の配布等を実施し、法テラスの認知度の向上と業務内容の理解を促進 | ○インターネット広告（SNS含む）、テレビ広告、新聞広告等を実施し、法テラスの支援に関する国民への周知のため有効に活用 | ○認知度<br>・名称（R7年度：54.8%、R6年度：55%、R5年度：54.4%、）<br>・業務（R7年度：16.9%、R6年度：17.4%、R5年度：16.9%） | ○テレビ広告、新聞広告、インターネット広告（SNS含む）、デジタルサイネージ及びパンフレット・リーフレット等の配布等を実施し、法テラスの認知度の向上と業務内容の理解を促す予定 |
| | | ○関係機関と連携・協力し、「自殺予防週間」・「自殺対策強化月間」に合わせて、自殺要因となる法律、労働、教育、健康などの問題に関する相談会を実施 | ○各種相談会の実施活用等により、法的問題を抱えた方々に、問題解決のための情報を広く提供 | | ○関係機関と連携・協力し、自殺要因となる問題に関する相談会を実施する予定 |
| | | ○自殺の要因ともなり得る災害に係る問題についても、フリーダイヤル（法テラス災害ダイヤル）において、解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介 | ○フリーダイヤル（法テラス災害ダイヤル）の活用等により、大規模災害の被災者を含む法的問題を抱えた方々に、問題解決のための情報を広く提供（令和６年能登半島地震及びいわゆる令和６年奥能登豪雨による災害の被災者に対する無料法律相談を実施） | 【参考値】<br>○災害ダイヤルへの総問合せ件数（R7年度：381件、R6年度：767件、R5年度：787件）<br>○令和６年能登半島地震及びいわゆる令和６年奥能登豪雨による災害の被災者に対する無料法律相談件数（R7年度：179件、R6年度：6,869件、R5年度：1,989件） | ○自殺の要因ともなり得る災害に係る問題についても、引き続きフリーダイヤル（法テラス災害ダイヤル）において、解決に役立つ法制度や相談窓口の紹介を行う予定 |
| | | ○自殺の要因ともなり得る犯罪の被害に係る問題についても、フリーダイヤル（犯罪被害者支援ダイヤル）において情報提供を実施しているほか、ＤＶ、ストーカー及び児童虐待の被害を受けている方（被害を受けるおそれのある方を含む）を対象とした「ＤＶ等被害者法律相談援助」を実施し、さらに、令和８年１月13日から、早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を行う「犯罪被害者等支援弁護士制度」（犯罪被害者等法律援助）の運用を開始<br><br>【令和７年度予算額：159.8億円の内数】 | ○フリーダイヤル（犯罪被害者支援ダイヤル）及びＤＶ等被害者法律相談援助の取扱件数は年々増加しており、加えて、犯罪被害者等支援弁護士制度（犯罪被害者等法律援助）の活用により、被害の回復や苦痛の軽減に対応 | 【参考値】<br>○犯罪被害者支援ダイヤルへの総問合せ件数（R7年度：31,640件、R6年度：23,155件、R5年度：23,363件）<br>○ＤＶ等被害者法律相談援助相談件数（R7年度：2,382件、R6年度：1,758件、R5年度：1,570件）<br>○犯罪被害者等法律相談援助件数（R7年度：93件）<br>○犯罪被害者等代理援助件数（R7年度：51件） | ○自殺の要因ともなり得る犯罪の被害に係る問題についても、引き続きフリーダイヤル（犯罪被害者支援ダイヤル）において情報提供を実施するほか、必要に応じて「ＤＶ等被害者法律相談援助」、「犯罪被害者等支援弁護士制度」（犯罪被害者等法律援助）を実施する予定<br><br>【令和８年度予算額：164.6億円の内数】 |
| (6) 危険な場所における安全確保、薬品等の規制等 | 国土交通省 | ○各種補助金等によりホームドア整備を支援<br><br>【令和７年度予算額：198億円の内数】 | ○各種補助金等によりホームドア整備を支援 | ○鉄軌道駅全体の整備数（R6年度：2,830番線、R5年度：2,647番線、R4年度：2,484番線）【R7年度末までの目標値：3,000番線】<br>○平均利用者1日10万人以上の駅の整備数（R6年度：621番線、R5年度：559番線、R4年度：493番線）【R7年度末までの目標値：800番線】 | ○各種補助金等によりホームドア整備を支援予定<br><br>【令和８年度予算額：201億円の内数】 |
| | 厚生労働省 | ○「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」や、「毒物及び劇物取締法」に基づく譲渡規制が遵守されるよう、地方公共団体を通じた医薬品販売業者等に対する周知、監視・指導等を行うことにより、不適切な使用につながる流通を防止<br><br>【令和７年度予算額：4.7百万円】 | ○「薬と健康の週間」において、医薬品の適正使用を普及啓発するためのパンフレットとポスターを作成し、地方公共団体・関係機関等を通じて広く周知<br>○ホームページや広報誌「厚生労働」により「薬と健康の週間」の広報を通した医薬品の適正使用についての普及啓発 | ○パンフレット作成部数（R7年度：10万部、R6年度：10万部、R5年度：10万部）<br>○ポスター作成部数（R7年度：61,000部、R6年度：61,000部、R5年度：62,000部）<br>○配布自治体数（R7年度：157自治体、R6年度：157自治体、R5年度：157自治体）<br>○配布関係機関数（R7年度：173か所、R6年度：173か所、R5年度：173か所）<br>○ポスター掲出駅数（R7年度：２か所、R6年度：３駅、R5年度：０か所） | ○引き続き、「薬と健康の週間」にあわせて、医薬品の適正使用等について、広く国民に普及啓発するための広報誌やパンフレット、リーフレットを配布するほか、Webサイトを随時更新するなどして周知徹底を図る予定<br><br>【令和８年度予算額：4.7百万円】 |
| | | ○全国の地方公共団体、公共施設、学校、医療機関、駅舎、商業施設等に広報ポスターを掲示し、電話やSNSの相談窓口を周知 | ○全国の地方公共団体、公共施設、学校、医療機関、駅舎、商業施設等に広報ポスターを掲示し、電話やSNSの相談窓口を周知 | ○ポスター配付枚数（R7年度：約37万枚、R6年度：約39万枚、R5年度：約40万枚） | ○全国の地方公共団体、公共施設、学校、医療機関、駅舎、商業施設等に広報ポスターを掲示し、電話やSNSの相談窓口を周知 |
| | 警察庁 | ○自殺のおそれがある行方不明者の発見活動の確実な実施 | ○自殺のおそれがある行方不明者の発見活動の確実な実施 | | ○引き続き、自殺のおそれがある行方不明者の発見活動の確実な実施を図る予定 |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| (7) ICTを活用した自殺対策の強化 | 厚生労働省 | ○自殺願望を表す用語が検索された場合等に適切な相談窓口を案内する広告の実施（検索連動型広告）<br><br>○相談窓口等を見やすくまとめた厚生労働省Webサイト「まもろうよこころ」をSNS、政府広報等を活用し広く周知<br>○同サイト内の「広げてみよう支え合い」において、ポスター、動画等の広報媒体を集約し、SNS等で広く情報を拡散して支援情報を発信<br><br>○自殺対策推進センターでは「革新的自殺研究推進プログラム」（公募型委託研究事業）において、ビッグデータ・AI等を活用した自殺対策に関する研究を実施<br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】 | ○自殺願望を表す用語が検索された場合等に適切な相談窓口を案内する広告の実施（検索連動型広告）<br><br>○相談窓口等を見やすくまとめた厚生労働省Webサイト「まもろうよこころ」をSNS、政府広報等を活用し広く周知 | ○広告掲載量（R7年度：4,438,640imp、R6年度：6,484,074imp、R5年度：6,484,877imp）<br><br>○PV数（R7年度：5,392,871PV、R6年度：3,652,257PV、R5年度：1,938,824PV）<br><br>○「革新的自殺研究推進プログラム」（公募型委託研究事業）において、ビッグデータ・AI 等を活用した自殺対策に関する研究を実施 | ○自殺願望を表す用語が検索された場合等に適切な相談窓口を案内する広告の実施（検索連動型広告）<br><br>○引き続き、「まもろうよこころ」、「広げてみよう支え合い」のページを発信し、広く国民に支援情報を発信<br><br>○引き続き、「自殺対策に関する革新的研究推進プログラム」（公募型委託研究事業）において、ビッグデータ・AI等を活用した自殺対策に関する研究を実施予定<br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】 |
| | 法務省 | ○人権擁護の観点から、青少年のインターネットリテラシー向上に重点を置いた各種人権啓発活動を実施<br><br>○インターネット上で人権侵害を受けた場合等の相談窓口や救済手続についての周知広報や、ICTを活用した相談窓口への誘導強化を推進<br><br>【令和７年度予算額：35.4億円の内数】 | ○取組状況欄に掲げた取組を通じて、青少年のインターネットリテラシー向上に関する効果的な人権啓発活動を実施<br>○インターネット上で人権侵害を受けた場合等の相談窓口や救済手続の周知広報は一定の成果を獲得 | ○バナー広告クリック数（R7年度：567,919回の内数、R6年度：758,806回の内数、R5年度：358,475回の内数）<br>○インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件のうち法務局・地方法務局において新たに救済手続を開始したものの件数（R7年：1,569件、R6年：1,707件、R5年：1,824件） | ○引き続き、人権擁護の観点から、青少年のインターネットリテラシー向上に重点を置いた各種人権啓発活動を実施予定<br><br>○引き続き、インターネット上で人権侵害を受けた場合等の相談窓口及び救済手続についての周知広報や、ICTを活用した相談窓口への誘導強化を推進する予定<br><br>【令和８年度予算額：35.4億円の内数】 |
| | 参照 | 2－（3）、7－（1） | | | |
| (8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進 | 警察庁 | ○都道府県警察及びインターネット・ホットラインセンターにおいて、インターネット上の自殺誘引等情報について、サイト管理者等への削除依頼<br>○令和７年に自殺誘引等情報と判断した 5,321件（うち5,192件がサイバーパトロールセンターからの通報分）の通報のうち、5,192件（対応依頼を行う前に削除された129件を除く。）について、サイト管理者等に対して削除を依頼し、4,241件が削除に至った<br><br>【令和７年度予算額：1.6億円の内数】 | ○都道府県警察及びインターネット・ホットラインセンターにおいて、インターネット上の自殺誘引等情報について、サイト管理者等への削除依頼 | ○削除依頼件数（R7年：5,192件、R6年：6,359件、R5年：6,608件） | ○都道府県警察及びインターネット・ホットラインセンターにおいて、インターネット上の自殺誘引等情報について、サイト管理者等への削除依頼を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：1.8億円の内数】 |
| | 総務省 | ○「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の適切な運用支援 | ○「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」について、適切な運用を支援 | | ○引き続き、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の適切な運用を支援 |
| | | ○子育てや教育の現場での保護者や教職員の活用に資するため、インターネットに係るトラブル事例について、フィルタリングを含む予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を2009年度から毎年更新・作成し公表<br>【令和７年度予算額：2.1億円の内数】 | ○2026年版では引き続き、フィルタリングについての解説を掲載 | | ○引き続き、「インターネットトラブル事例集」を作成予定<br>【令和８年度予算額：1.9億円の内数】 |
| | | ○総務省、文部科学省及び情報通信関係団体等が連携し、こどもたちのインターネットの安全な利用に向けて、児童生徒、保護者・教職員等を対象とした啓発講座「e-ネットキャラバン」を全国で実施<br><br>【令和７年度予算額：5.5百万円の内数】 | ○講座内容の更新、令和２年度からオンラインで受講できる等の受講方法の選択肢の拡大 | ○実施回数（R7年度：2,224回、R6年度：2,167回、R5年度：2,166回）<br>○参加者数（R7年度：約43万人、R6年度：約44万人、R5年度：約39万人） | ○引き続き、総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、こどもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、児童生徒及び保護者・教職員等を対象とした啓発講座を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：5.5百万円の内数】 |
| | 文部科学省 | ○インターネット上の有害環境から青少年を守るため、保護者と青少年に直接働き掛ける啓発と教育活動「ネットモラルキャラバン隊」を実施<br><br>【令和７年度予算額：21百万円の内数】 | ○PTAと連携したネット利用に関する保護者向けシンポジウムの開催<br>○地域における先進的な取組事例を支援 | ○実施箇所数（R7年度：３か所、R6年度：３か所、R5年度：３か所）<br>○取組支援箇所数（R7年度：３か所、R6年度：３か所、R5年度：３か所） | ○引き続き、青少年を取り巻く有害環境対策を推進する予定<br><br>【令和８年度予算額：21百万円の内数】 |
| | 経済産業省 | ○フィルタリングに関する情報提供などの事業者による保護者支援を推進 | ○フィルタリングに関する情報提供などの事業者による保護者支援を推進 | ○独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と連携し、フィルタリングを含めた普及啓発等のための教材を提供 | ○フィルタリングに関する情報提供などの事業者による保護者支援を推進予定 |
| | こども家庭庁 | ○青少年の保護者向けに、こどもの学齢に合わせた普及啓発リーフレット（生徒編、児童・生徒編、幼児・児童編、乳幼児編）をこども家庭庁のWebサイトに公開<br>○令和８年１月、「毎日ネットに触れるこどもたちを守るために」を新たに作成し、都道府県教育委員会や青少年関係部局等に配布 | ○青少年の適切なインターネット利用を促進するため、年齢に応じた普及啓発資料を作成・公開 | ○配布先数（R7年度：278か所、R6年度：278か所、R5年度：278か所）<br>○配布部数（R7年度：56,000部、R6年度：56,000部、R5年度：55,000部） | ○青少年の適切なインターネット利用を促進するため、普及啓発資料の作成・公開を実施予定 |
| | | ○青少年の適切なインターネット利用を促進するため、普及啓発に係るフォーラムを開催（鳥取県、高知県） | ○「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」の開催 | ○実施箇所数（R7年度：２か所、R6年度：１か所、R5年度：２か所）<br>○参加者数（R7年度：252人、R6年度：150人、R5年度：637人）<br>※参加者数は、動画視聴者数を含む | ○青少年の適切なインターネット利用を促進するため、普及啓発資料の作成・公開やフォーラムの開催等を通じて、普及啓発活動を実施予定 |
| | | ○青少年のインターネット利用環境実態調査等の各種調査を実施<br><br>【令和７年度予算額：3.4百万円】<br>【令和７年度予算額：5.6百万円】<br>【令和７年度予算額：43.1百万円】 | ○青少年及び保護者等のインターネットリテラシー及びインターネット利用実態等を調査し、その分析結果に基づいたインターネットリテラシー向上施策等を推進 | | ○青少年のインターネット利用環境実態調査を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：2.4百万円】<br>【令和８年度予算額：5.7百万円】<br>【令和８年度予算額：43.1百万円】 |
| | 法務省 | ○携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室やインターネット広告等を実施 | ○取組を通じて、青少年のインターネットリテラシー向上に関する効果的な人権啓発活動を実施 | ○参加者数（R7年度：995,952人の内数、R6年度：985,983人の内数、R5年度：986,672人の内数） | ○引き続き、携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室やインターネット広告等を実施予定 |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| | | ○中学生・高校生とその保護者を対象とした啓発冊子「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」を活用した人権啓発活動を実施<br><br>○総務省及びSNS事業者団体と共同して、「#NoHeartNoSNS」をスローガンに開設したSNS利用に関する人権啓発サイトにおいて情報モラルの向上を図るとともに、人権相談窓口の周知・広報を実施<br><br>【令和７年度予算額：35.4億円の内数】 | ○取組を通じて、青少年とその保護者のインターネットリテラシー向上に関する効果的な人権啓発活動を実施<br><br>○取組を通じて、情報モラルの向上と人権相談窓口の周知・広報に関する効果的な人権啓発活動を実施 | ○特設サイトアクセス数（R4年度（３月分を除く）：65,895回、R3年度：40,403回）<br>（補足）特設サイトのアクセス数について、令和５年３月分以降、把握することが困難となった | ○引き続き、中学生・高校生とその保護者を対象とした啓発冊子「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」を活用した人権啓発活動を実施予定<br><br>○引き続き、総務省及びSNS事業者団体と共同して、「#NoHeartNoSNS」をスローガンとするSNS利用に関する人権啓発サイトにおいて、情報モラルの向上を図るとともに、人権相談窓口の周知・広報を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：35.4億円の内数】 |
| (9) インターネット上の自殺予告事案及び誹謗中傷への対応等 | 警察庁 | ○インターネット上の自殺予告事案について、プロバイダ等から発信者情報の開示を受け、自殺予防措置を実施 | ○インターネット上の自殺予告事案について、プロバイダ等から発信者情報の開示を受け、自殺予防措置を実施 | ○情報開示件数（R7年：1,356件、R6年：1,276件、R5年：1,166件）<br>○自殺予告者数（R7年：1,344人、R6年：1,267人、R5年：1,160人）<br>※令和７年の自殺予告事案への対応状況の内訳<br>・既に自殺により死亡　19人<br>・既に自殺を図っていたが、救護等により存命　72人<br>・自殺のおそれがあり、説諭等を実施し、自殺を防止　193人<br>・いたずら等自殺のおそれがないことが判明　947人<br>・書込者が判明せず　113人 | ○インターネット上の自殺予告事案について、プロバイダ等から発信者情報の開示を受け、自殺予防措置を実施予定 |
| | 総務省 | ○「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」の適切な運用を支援するとともに、違法・有害情報相談センターを設置・運営 | ○「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」の適切な運用を支援するとともに、違法・有害情報相談センターを設置・運営し、自殺予告事案や誹謗中傷等に関する相談があった場合に対応できる体制を構築 | | ○引き続き、「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」の適切な運用を支援するとともに、違法・有害情報相談センターを設置・運営 |
| | 経済産業省 | ○フィルタリングに関する情報提供などの事業者による保護者支援を推進 | ○フィルタリングに関する情報提供などの事業者による保護者支援を推進 | ○独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と連携し、フィルタリングを含めた普及啓発等のための教材を提供 | ○フィルタリングに関する情報提供などの事業者による保護者支援を推進予定 |
| | 法務省 | ○全国の法務局・地方法務局の人権相談窓口において、インターネット上の人権侵害について相談を受けた場合は、相談者の意向に応じて、相談者自身が行うプロバイダへの発信者情報開示請求や当該情報の削除依頼の方法について助言するほか、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、プロバイダ等にその情報の削除を求めるなどの対応を実施<br><br>【令和７年度予算額：35.4億円の内数】 | ○インターネット上の人権侵害情報について人権侵犯事件として適切な措置を実施 | ○インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件のうち法務局・地方法務局において新たに救済手続を開始したものの件数（R7年：1,569件、R6年：1,707件、R5年：1,824件） | ○引き続き、全国の法務局・地方法務局の人権相談窓口において、インターネット上の人権侵害について相談を受けた場合は、相談者の意向に応じて、相談者自身が行うプロバイダへの発信者情報開示請求や当該情報の削除依頼の方法について助言するほか、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、プロバイダ等にその情報の削除を求めるなどの対応を実施<br><br>【令和８年度予算額：35.4億円の内数】 |
| | | ○インターネット上で人の名誉を害する行為が特に社会問題化していることを契機として、これを抑止すべきとの国民の意識が高まっていること等を背景として、侮辱罪の法定刑が引き上げられたことなどの法改正の趣旨・内容を検察当局に周知<br>○検察当局においては、このような法改正の趣旨を踏まえ、刑事事件として取り上げるべき事件については取り上げ、適切に対処 | ○法改正の趣旨を踏まえ、検察当局においては、刑事事件として取り上げるべき事件については取り上げ、適切に対処しているものと承知 | | ○検察当局においては、法改正の趣旨を踏まえ、引き続き、刑事事件として取り上げるべき事件については取り上げ、適切に対処する予定 |
| (10) 介護者への支援の充実 | 厚生労働省 | ○短期入所生活介護や通所介護等に係る介護保険給付を実施 | ○短期入所生活介護や通所介護等に係る介護保険給付を実施 | ○短期入所生活介護事業所数（R7年度：約11,000事業所、R6年度：約11,000事業所、R5年度：約11,000事業所）<br>○短期入所生活介護利用者数：（R7年度：約30万人、R6年度：約30万人、R5年度：約30万人）<br>※各年４月審査分／介護予防短期入所生活介護を含む<br>○通所介護事業所数（R7年度：約43,000事業所、R6年度：約43,000事業所、R5年度：約43,000事業所）<br>○通所介護利用者数：（R7年度：約162万人、R6年度：約161万人、R5年度：約158万人）<br>※各年４月審査分／地域密着型通所介護を含む | ○引き続き、短期入所生活介護や通所介護等に係る介護保険給付を実施予定 |
| | | ○地域包括支援センターに携わる職員等を対象とした研修を実施<br><br>○家族介護者の交流会開催について、「地域支援事業」の「家族介護支援事業」として経費の一部を負担<br><br>【令和７年度予算額：1,897億円の内数】 | ○都道府県において、地域包括支援センター職員を含めた地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上の研修を実施<br>○介護教室は450保険者において、家族介護者の交流会は447保険者において、それぞれ実施（令和６年４月１日現在） | ○実施都道府県数（R7年度：30都道府県、R6年度：33都道府県、R5年度：32都道府県）<br><br>○介護教室実施保険者数（R6年度：450保険者、R5年度：438保険者、R4年度：445保険者）<br>○交流会実施保険者数（R6年度：447保険者、R5年度：450保険者、R4年度：456保険者） | ○引き続き、地域包括支援センターに携わる職員等を対象とした研修を実施予定<br><br>○引き続き、家族介護者の交流会開催について、「地域支援事業」の「家族介護支援事業」として経費の一部を負担予定<br><br>【令和８年度予算額：1,894億円の内数】 |
| (11) ひきこもりの方への支援の充実 | 厚生労働省 | ○これまで都道府県と指定都市に設置してきたひきこもり地域支援センターを一般の市町村にも設置できるようにするなど、より身近な場所で相談や支援が受けられる環境づくりを進め、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり支援を推進 | ○都道府県等において、ひきこもりに特化した相談窓口としての機能を有するひきこもり地域支援センター等を設置し、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり支援を推進 | ○相談件数（R6年度：247,355件、R5年度：225,052件、R4年度：203,088件） | ○引き続き、ひきこもり地域支援センター等において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行う予定 |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| | | ○ひきこもり当事者やその家族の心情を理解した上で、寄り添う支援ができる良質な支援者の育成のため、支援に関わる方に対し、知識や支援手法を習得するための研修を実施<br><br>○現状の課題を踏まえたひきこもり支援の新たな指針として、「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」をWebサイト上に公表 | ○ひきこもり当事者やその家族の心情を理解した上で、寄り添う支援ができる良質な支援者の育成のため、支援に関わる方に対し、知識や支援手法を習得するための研修を実施 | ○受講者数（R7年度：213人、R6年度：234人、R5年度：210人） | ○引き続き、良質な支援者の育成のため、支援に関わる方に対する知識や支援手法を習得するための研修を行う予定 |
| （12）児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実 | こども家庭庁 | ○「安心こども基金」により、母子保健と児童福祉の一体的なマネジメント体制の構築を図る市町村の相談支援機関に対し、必要となる整備費等を助成し、取組を促進<br><br>【令和７年度予算額：2,138億円の内数】<br>【令和７年度予算額：207億円の内数】 | ○令和４年改正児童福祉法により市町村が設置に努めなければならないとされたこども家庭センターの施行に先立ち、「安心こども基金」により、母子保健と児童福祉の一体的なマネジメント体制の構築を図る市町村の相談支援機関に対し、必要となる整備費等を助成し、取組を促進 | ○こども家庭センター設置自治体数（R8.4.1時点：1,496自治体）【目標：全ての自治体（1,741自治体）（令和８年度）】 | ○新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（令和４年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定。令和６年12月一部改定）等を踏まえ、「利用者支援事業（こども家庭センター型）」や「市町村相談体制整備事業」等により、こども家庭センターの整備や運営を支援予定<br><br>【令和８年度予算額：2,163億円の内数】<br>【令和８年度予算額：206億円の内数】 |
| | | ○児童福祉司等の配置の支援を行うための事業等を実施することにより、児童相談所の相談支援体制を強化<br><br>【令和７年度予算額：207億円の内数及び地方交付税措置】 | ○児童福祉司等の配置の支援を行うための事業等を実施することにより、児童相談所の相談支援体制を強化 | ○児童福祉司配置数（R7年度：6,866人、R6年度：6,482人、R5年度：6,138人）【目標：7,390人程度（令和８年度）】<br>○児童心理司配置数（R7年度：3,167人、R6年度：2,911人、R5年度：2,623人）【目標：3,300人程度（令和８年度）】 | ○引き続き、新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（令和４年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定。令和６年12月一部改定）に基づき体制強化に努めるほか、令和４年改正児童福祉法による一時保護時の司法審査（令和７年６月施行）の導入等を踏まえ、必要に応じ、同プランの見直しを検討予定<br><br>【令和８年度予算額：206億円の内数及び地方交付税措置】 |
| | | ○児童虐待を受けたと思われるこどもを見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」におけるポスター・リーフレット・啓発動画や「こどもの虐待防止推進全国フォーラムwithほっかいどう」等により、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」を周知<br><br>○「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）等を踏まえ、特設Webサイト等により体罰等によらない子育てのための広報啓発活動を実施<br><br>【令和７年度予算額：２億円】 | ○児童虐待を受けたと思われるこどもを見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」におけるポスター・リーフレット・啓発動画や「こどもの虐待防止推進全国フォーラム」等により、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」を周知 | | ○引き続き、児童虐待を受けたと思われるこどもを見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」について、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」におけるポスター・リーフレット・啓発動画等により周知予定<br><br>○引き続き、特設Webサイト等により体罰等によらない子育て等のための広報啓発活動を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：２億円】 |
| | 厚生労働省 | ○性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性の支援を推進するための「官民協働等女性支援事業」を実施<br><br>【令和６年度補正予算額：２億円】<br>【令和７年度予算額：24億円の内数】 | ○女性相談支援センター等の関係機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築 | ○事業実施自治体数等（R7年度：24自治体45団体、R6年度：13自治体28団体、R5年度：５自治体９団体） | ○性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性の支援を推進するための「官民協働等女性支援事業」を実施予定<br><br>【令和７年度補正予算額：2.7億円】<br>【令和８年度予算額：23億円の内数】 |
| | | ○困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワークの構築などを行う事業として「困難な問題を抱える女性支援連携強化事業」を実施<br><br>【令和７年度予算額：24億円の内数】 | ○女性相談支援センター等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（支援調整会議）を構築・運営し、相談から保護、自立に至るまでの支援を実施 | ○事業実施自治体数（R7年度：26自治体、R6年度：12自治体） | ○引き続き、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワークの構築などを行う事業として「困難な問題を抱える女性支援連携強化事業」を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：23億円の内数】 |
| | | ○「こころの健康づくり対策事業」において、「PTSD対策専門研修」「児童・思春期精神保健研修」を実施<br><br>【令和７年度予算額：17.1百万円の内数】 | ○「こころの健康づくり対策事業」において、「PTSD対策専門研修」「児童・思春期精神保健研修」を実施 | ○受講者数（R7年度：1,827人、R6年度：2,313人、R5年度：2,487人） | ○引き続き、「こころの健康づくり対策事業」において、「PTSD対策専門研修」「児童・思春期精神保健研修」を実施<br><br>【令和８年度予算額：17.1百万円の内数】 |
| | 警察庁 | ○犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担を実施<br><br>【令和７年度予算額：73百万円の内数】 | ○犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担を実施 | ○公費負担制度を利用したカウンセリングの実施件数（R6年度：4,368件、R5年度：3,466件、R4年度：2,338件） | ○犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：73百万円の内数】 |
| | | ○カウンセリング職員に対する専門研修を実施<br>【令和７年度予算額：13百万円の内数】 | ○カウンセリング職員に対する専門研修を実施 | | ○カウンセリング職員に対する専門研修を実施予定<br>【令和８年度予算額：13百万円の内数】 |
| | | ○民間被害者支援団体に対する相談業務の委託を実施<br><br>【令和７年度予算額：1.2億円の内数】 | ○民間被害者支援団体に対する相談業務の委託を実施 | ○民間被害者支援団体における相談業務受理件数（R7年度：52,118件、R6年度：46,284件、R5年度：44,765件） | ○民間被害者支援団体に対する相談業務の委託を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：1.2億円の内数】 |
| | | ○民間被害者支援団体に対する性犯罪被害者支援業務の委託を実施 | ○民間被害者支援団体に対する性犯罪被害者支援業務の委託を実施 | | ○民間被害者支援団体に対する性犯罪被害者支援業務の委託を実施予定 |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| | | 【令和７年度予算額：50百万円】 | | | 【令和８年度予算額：50百万円】 |
| | | ○各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」を適切に運用<br>【令和７年度予算額：11百万円】 | ○各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」を導入（平成29年８月）、適切に運用 | | ○各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」を適切に運用予定<br>【令和８年度予算額：11百万円】 |
| | | ○性犯罪指定捜査員の指定を推進するとともに、性犯罪捜査に関する研修を実施<br>○性犯罪捜査における証拠採取用資機材の整備を推進<br>【令和７年度予算額：５百万円】 | ○性犯罪指定捜査員の指定を推進するとともに、性犯罪捜査に関する研修を実施<br>○性犯罪捜査における証拠採取用資機材を全ての警察署に整備 | ○性犯罪指定捜査員の指定人数（R7.4現在：12,996人、R6.4現在：12,909人、R5.4現在：12,827人） | ○性犯罪指定捜査員の指定を推進するとともに、性犯罪捜査に関する研修を実施予定<br>○性犯罪捜査における証拠採取用資機材の整備を推進予定<br>【令和８年度予算額：５百万円】 |
| | | ○性犯罪・性暴力被害者を含む犯罪被害者等への支援のため、地方公共団体等と協力して、地域における関係機関・団体間の連携を促進するなどの取組を実施<br>【令和７年度予算額：８百万円の内数】 | ○性犯罪・性暴力被害者を含む犯罪被害者等への支援のため、地方公共団体等と協力して、地域における関係機関・団体間の連携を促進するなどの取組を実施 | ○事業実施地域数（R7年度：16道県、R6年度：３県、R5年度：５県） | ○性犯罪・性暴力被害者を含む犯罪被害者等への支援のため、地方公共団体等と協力して、地域における関係機関・団体間の連携を促進するなどの取組を実施予定<br>【令和８年度予算額：８百万円の内数】 |
| | 内閣府 | ○性犯罪被害者等が安心して必要な相談・支援を受けられる体制を整備するため、ワンストップ支援センターの相談員等を対象としたオンライン研修教材を作成・提供するとともに、オンライン研修を実施<br>【令和７年度予算額：11百万円】 | ○ワンストップ支援センターの相談員等を対象としたオンライン研修教材を作成・提供 | | ○性犯罪被害者等が安心して必要な相談・支援を受けられる体制を整備するため、ワンストップ支援センターの相談員等を対象とした研修の実施及びオンライン研修教材の提供を予定<br>【令和８年度予算額：11百万円】 |
| | | ○最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」の周知・広報を実施<br>【令和７年度予算額：18百万円】 | ○令和２年10月から、最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」を導入するとともに、広報を実施 | | ○最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」の周知・広報を実施予定<br>【令和８年度予算額：18百万円】 |
| | | ○夜間休日の相談に対応できるコールセンター及びSNS相談事業「Cure time（キュアタイム）」を実施<br>【令和６年度補正予算額：2.8億円の内数】 | ○令和２年10月から、若年層の性暴力被害者が相談しやすいよう、SNS相談「Cure time（キュアタイム）」を実施<br>○令和３年10月から、性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」を設置 | | ○夜間休日の相談に対応できるコールセンター及びSNS相談事業「Cure time（キュアタイム）」を実施予定<br>【令和７年度補正予算額：2.5億円の内数】 |
| | | ○ワンストップ支援センターの運営の安定化及び支援の質の向上のため、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」の拡充により、地方公共団体による被害者支援に係る取組を支援<br>【令和７年度予算額：5.0億円】<br>【令和６年度補正予算額：2.3億円】 | ○平成30年10月、ワンストップ支援センターの全都道府県設置を前倒しで達成 | ○行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援拠点等の設置箇所数（R7年度：66か所、R6年度：66か所、R5年度：55か所）【目標値：60か所（2025年）】<br>○365日緊急対応可能な都道府県数（R4年以降：47都道府県、R3年度：21都道府県）【目標：47都道府県（2025年）】 | ○ワンストップ支援センターの運営の安定化及び支援の質の向上のため、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」の拡充により、地方公共団体による被害者支援に係る取組を支援<br>【令和８年度予算額：4.8億円】<br>【令和７年度補正予算額：2.3億円】 |
| （13）生活困窮者への支援の充実 | 厚生労働省 | ○福祉事務所設置自治体（906自治体）において、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、「生活困窮者自立支援法」に基づき、相談支援、就労支援、家計改善支援、居住支援等を実施<br>【令和７年度予算額：760億円の内数】 | ○相談窓口（自立相談支援機関）において、自殺念慮を抱える人も含めた生活困窮者に対して、相談支援や支援プランの作成、必要な支援へのつなぎ等による、自立に向けた包括的な支援を実施 | ○新規相談件数（R6年度：約30万件、R5年度：約29万件、R4年度：約35万件）<br>○支援プラン作成数（R6年度：約9万件、R5年度：約9万件、R4年度：約10万件） | ○「生活困窮者自立支援法」に基づき、複合的な課題を抱える生活困窮者の状態に応じて、就労、家計、住まい等の支援を組み合わせた包括的な支援を行う予定<br>【令和８年度予算額：827億円の内数】 |
| （14）ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等 | こども家庭庁 | ○ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて就業支援専門員を配置することで、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで支援できる「ワンストップ型相談窓口」の整備を推進<br>【令和７年度予算額：180億円の内数】 | ○児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年８月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親家庭が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援する取組を推進 | ○就業支援専門員配置人数（R6年度：111人、R5年度：108人、R4年度：107人）<br>○相談件数（R6年度：40,489件、R5年度：40,142件、R4年度：38,975件） | ○引き続き、整備を推進<br>【令和８年度予算額：203億円の内数】 |
| | | ○令和７年度補正予算において、ひとり親家庭等が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、チャットボットによる相談支援などIT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図るための事業を実施<br>【令和７年度補正予算額：0.9億円】 | ○令和２年度から令和６年度にかけて、補正予算において、ひとり親家庭等に対して個々の状況に応じた適切な支援が提供されるよう、ひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化事業を実施 | ○実施自治体数（R6年度：４自治体、R5年度：７自治体、R4年度：７自治体） | ○引き続き、整備を推進 |
| （15）性的マイノリティへの支援の充実 | 法務省 | ○法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に対応し、性的マイノリティに関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査・事案に応じた適切な措置を実施<br>○性的マイノリティ等に関する人権教室を実施<br>【令和７年度予算額：35.4億円の内数】 | ○性的マイノリティに関する人権侵害の疑いのある事案は人権侵犯事件として適切な措置を実施<br>○性的マイノリティ等に関する効果的な人権啓発活動を実施 | ○性的マイノリティに関する人権侵犯事件のうち法務局・地方法務局において新たに救済手続を開始したものの件数（R7年：9件、R6年：12件、R5年：26件）<br>○参加者数（R7年度：995,952人の内数、R6年度：985,983人の内数、R5年度：986,672人の内数） | ○引き続き、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じ、性的マイノリティに関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる予定<br>○引き続き、性的マイノリティ等に関する各種人権啓発活動を実施予定<br>【令和８年度予算額：35.4億円の内数】 |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| | 文部科学省 | ○「人権教育担当指導主事連絡協議会」における「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知、通知を踏まえた教職員向け資料及び改定版生徒指導提要の周知<br><br>○スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置に係る経費を補助することにより、学校における教育相談体制を充実<br><br>【令和７年度予算額：86億円】 | ○都道府県・指定都市教育委員会の人権教育担当指導主事等を対象とする「人権教育担当指導主事連絡協議会」を毎年度開催<br><br>○平成31年度までにスクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（１万中学校区）に、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置することを目標とし、令和元年度以降はそのための予算を計上 | ○参加者数（R7年度：74人、R6年度：71人、R5年度：71人<br><br>○スクールソーシャルワーカーの対応中学校区数（R6年度：7,881校区、R5年度：7,871校区、R4年度：7,775校区）【目標：全ての中学校区（１万中学校区）】<br>○スクールカウンセラーの対応公立小中学校数（R6年度：27,263校、R5年度：27,199校、R4年度：27,082校）【目標：全ての公立小中学校（27,500校）】 | ○「人権教育担当指導主事連絡協議会」において「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知、通知を踏まえた教職員向け周知資料及び改定版生徒指導提要を周知予定<br><br>○オンライン等の活用を含めたスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置に係る経費を補助することにより、学校における教育相談体制を充実予定<br><br>【令和８年度予算額：88億円】 |
| | | ○独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）が文部科学省の協力の下に作成した、教職員向け理解・啓発資料「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」を活用し、大学等の教職員が出席する会議等の様々な機会を通じて、理解啓発と適切な対応を促進 | ○独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）が文部科学省の協力の下に作成した、教職員向け理解・啓発資料「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」を活用し、大学等の教職員が出席する会議等の様々な機会を通じて、理解啓発と適切な対応を促進 | ○大学等の教職員が出席する会議における啓発資料の周知回数（R7年度：11回、R6年度：19回、R5年度：13回） | ○引き続き、大学等の学生支援担当の教職員を対象とした会議等の様々な機会を通じて、性的マイノリティである学生への対応の充実について、理解啓発を図る予定 |
| | 厚生労働省 | ○公正な採用選考についての事業主向け啓発パンフレット「公正な採用選考をめざして」に「性的マイノリティなど特定の人を排除しない」旨を記載し、Webサイト上に公表<br><br>【令和７年度予算額：1.4億円の内数】 | ○公正な採用選考についての事業主向け啓発パンフレットに「性的マイノリティなど特定の人を排除しない」旨を記載し、Webサイト上に公表 | ○配布部数（R7年度:約20万部、R6年度：約20万部、R5年度：約20万部） | ○引き続き、パンフレットを作成・配布し、Webサイト上で公表予定<br><br>【令和８年度予算額：1.4億円の内数】 |
| | | ○事業主向けのパンフレット等を活用し、職場におけるパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメント防止を周知<br><br>【令和７年度予算額：7.9億円の内数】 | ○事業主向けのマニュアルやパンフレット等を活用し、職場におけるパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメント防止を周知 | ○パンフレット等配布部数（R7年度：約25,000部、R6年度：約26,000部、R5年度：約79,000部） | ○引き続き、事業主向けのマニュアルやパンフレット等を活用し、職場におけるパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメント防止を周知予定<br><br>【令和８年度予算額：9.2億円の内数】 |
| | | ○性的指向・性自認に関する職場環境の在り方について、企業が自社で取り組もうとする際の参考となるような取組事例等を掲載した周知啓発のためのリーフレット、動画を作成しWeb上に掲載<br><br>【令和７年度予算額：0.1億円】 | ○性的指向・性自認に関する職場環境の在り方について、企業が自社で取り組もうとする際の参考となるような取組事例等を掲載した周知啓発のためのリーフレットを作成、配付（R2年度）し、Webサイト上において周知 | ○厚生労働省HP「職場におけるダイバーシティ推進事業について」へのアクセス数（R7年度：24,068回）<br>○参考：R2年度作成部数：5,000部 | ○引き続き、企業や労働者の性的指向・ジェンダーアイデンティティについての理解を促進するため、性的マイノリティに関する企業の取組事例等についてのリーフレットをWebサイト上に掲載予定<br><br>【令和８年度予算額：0.1億円】 |
| | | ○性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口（よりそいホットライン）を設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決につなげる寄り添い支援を実施<br><br>【令和７年度予算額：7.5億円の内数】 | ○性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口（よりそいホットライン）を設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決につなげる寄り添い支援を実施 | ○セクシュアルマイノリティ専門ライン相談件数（R6年度：11,920件、R5年度：15,963件、R4年度：20,531件）※完了呼数件数 | ○24時間365日無料の電話相談事業（厚生労働省から全国的な民間団体に補助）では、性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談を受け、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決につなげる寄り添い支援を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：7.5億円の内数】 |
| （16）相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 | 文部科学省 | ○地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援<br><br>【令和７年度予算額：86億円の内数】 | ○いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に関して、SNS等を活用する利点・課題等について検討を行うため、平成29年７月に有識者会議を開催し、平成30年３月、「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（最終報告）」を取りまとめ | ○支援自治体数（R7年度：39自治体、R6年度：39自治体、R5年度：39自治体） | ○SNS等を活用した相談事業として、引き続き地方公共団体の相談体制の整備に対する支援を実施<br><br>【令和８年度予算額：88億円の内数】 |
| | こども家庭庁 | ○こどもや家庭がより相談しやすい環境を整備し、児童虐待の未然防止や早期発見につなげることを目的に、全国一元的な相談支援システム「親子のための相談LINE」を運用<br><br>【令和７年度予算額：2.8億円】 | ○こどもや家庭がより相談しやすい環境を整備し、児童虐待の未然防止や早期発見につなげることを目的に、令和５年２月からSNSを活用した全国一元的な相談支援システム「親子のための相談LINE」を運用 | | ○引き続き、こどもや家庭がより相談しやすい環境を整備し、児童虐待の未然防止や早期発見につなげることを目的に、SNSを活用した全国一元的な相談支援システム「親子のための相談LINE」を運用予定<br><br>【令和８年度予算額：３億円】 |
| | 参照 | 7－（7）、7－（12） | | | |
| （17）関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知 | 厚生労働省 | ○自殺対策推進センターにおいて、関係機関等の連携を効果的に行っている「地域における自殺対策取組事例」を収集<br><br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】 | ○自殺対策推進センターにおいて、「地域自殺対策政策パッケージ」を作成・公表するとともに、収集した事例を地方公共団体に提供し、地域自殺対策計画策定・見直し、また、計画に基づく各種取組を促進 | ○「地域自殺対策政策パッケージ」提供先：全都道府県・市区町村（H29年度、更新版R5年度）<br>○掲載事例数（R7年度：82事例、R6年度：83事例、R5年度：84事例） | ○引き続き、「地域における自殺対策取組事例」を収集するとともに、収集した事例について、「自治体向け自殺対策支援プラットフォーム・地域版ホエール」を通じて提供することにより、地域における自殺対策力の向上に資する取組の横展開を図る<br><br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】 |
| | | ○「生活困窮者自立支援法」に基づき関係機関間の情報共有及び地域における支援体制の検討を行う支援会議について、令和７年度全国厚生労働関係部局長会議等、地方公共団体への説明の機会を捉えて、他法に基づく既存の会議体の活用も含めた積極的な設置を呼び掛け | ○R6年度時点で約５割の地方公共団体が設置済み又は設置予定ありと回答（設置の効果としては、関係機関間の情報共有や役割分担の促進があげられている） | ○福祉事務所設置自治体のうち支援会議設置済み自治体の割合（R6年度：39.5%、R5年度：39.0%、R4年度：35.5%） | ○R6年4月に成立・公布した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」において、R7年4月1日より「生活困窮者自立支援法」に基づく支援会議の設置を地方公共団体に対して努力義務化<br>○引き続き、支援会議の設置の更なる推進策について検討 |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| （18）自殺対策に資する居場所づくりの推進 | こども家庭庁 | ○「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づくこどもの居場所づくりを支援するため、「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」及び「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」を実施<br><br>【令和７年度予算額：8.8億円】<br>【令和６年度補正予算額：4.3億円】 | ○居場所づくりのモデル事業、広報啓発、実態把握調査を実施<br>○こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援を実施<br>○令和６年能登半島地震では被災したこどもの居場所づくりモデル事業を実施 | ○実施自治体・団体数　R7年度：102自治体、7団体、R6年度：46自治体、34団体 | ○モデル事業の実績を横展開し各自治体の取組を促進<br>○中高生の居場所づくり、早朝の小学生の居場所づくり等、居場所づくりの課題となっているテーマをモデル事業として取り上げる<br>○広報啓発・実態把握事業の活用によって有事の際の円滑な支援に繋がるよう各自治体へ促す<br>○こどもの視点に立った多様な居場所づくりを目的としてこどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業を実施<br><br>【令和８年度予算額：6.6億円】<br>【令和７年度補正予算額：5.1億円】 |
| | 厚生労働省 | ○市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」（任意事業）を実施<br><br>【令和７年度予算額：718億円】 | ○（～R2年度）生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い者などが、孤立しないよう地域とつながり、支援とつながることができるための居場所づくり等を推進するためのモデル事業の実施<br>○（R3年度～）R2年６月に改正された社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」（任意事業）を実施 | ○重層的支援体制整備事業実施自治体数（R7年度：471自治体、R6年度：346自治体、R5年度：189自治体）<br>○重層的支援体制整備事業への移行準備事業実施自治体数（R7年度：135自治体、R6年度：201自治体、R5年度：279自治体） | ○市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」（任意事業）を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：844億円】 |
| | | ○地域自殺対策強化交付金を通じ、居場所づくりの取組を行う地方公共団体及び民間団体に対する支援を実施<br><br>【令和７年度予算額：32.1億円の内数】 | ○居場所づくりのモデル事業の支援を実施 | ○実施自治体数（R6年度：２自治体、R5年度：２自治体） | ○地域自殺対策強化交付金を通じ、居場所づくりの支援を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：32.8億円の内数】 |
| （19）報道機関に対するWHOの手引き等の周知等 | 厚生労働省 | ○WHO自殺報道ガイドラインに基づく報道がなされていない場合に、各報道機関等にガイドラインに基づく報道を要請<br>○厚生労働大臣からメディア関係者に向けて、ガイドラインに基づく報道を直接要請<br>○自殺対策推進センターにおいて、メディア関係者に向けた自殺報道に関する勉強会を開催<br><br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】 | ○WHO自殺報道ガイドラインに基づく報道がなされていない場合に、各報道機関等にガイドラインに基づく報道を要請<br>○自殺対策推進センターにおいて、メディア関係者に向けた自殺報道に関する勉強会を開催 | ○WHO自殺報道ガイドラインに基づく報道の要請件数（R7年度：１件、R6年度：３件、R5年度：４件）<br>○メディア関係者に向けた自殺報道のあり方を考える勉強会開催回数（R7年度：１回、R6年度：１回、R5年度：２回）<br>○「自殺の表現」に関する映像・舞台関係者向け勉強会開催回数（R7年度：１回、R6年度：１回） | ○WHO自殺報道ガイドラインに基づく報道がなされていない場合に、各報道機関等にガイドラインに基づく報道を要請<br>○厚生労働大臣からメディア関係者に向けて、ガイドラインに基づく報道を直接要請<br>○自殺対策推進センターにおいて、メディア関係者に向けた自殺報道に関する勉強会を開催<br><br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】 |
| （20）自殺対策に関する国際協力の推進 | 参照 | 3－（9） | | | |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| **8　自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組** | | | | | |
| （1）地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備 | 厚生労働省 | ○「自殺未遂者等支援拠点医療機関整備事業」を実施し、自殺のハイリスク者である自殺未遂者が安心して医療にアクセスできる環境を整備<br>【令和７年度予算額：16.0百万円】 | ○自殺未遂者支援拠点病院を地域の自殺未遂者支援の中核的機関として位置付け、地域で質の高い医療提供体制を整備 | ○研修受講者数（R7年度：2,848人、R6年度：2,894人、R5年度：4,107人） | ○引き続き、自殺のハイリスク者である自殺未遂者が安心して医療にアクセスできる環境を整備<br>【令和８年度予算額：16.0百万円】 |
| （2）救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実 | 厚生労働省 | ○必要に応じた精神科医による診療体制の整備を実施 | ○必要に応じた精神科医による診療体制の整備を実施 | ○精神科医による診療体制が確保できている救命救急センターの割合（R7年：99%、R6年：99%、R5年：99%）【目標値：100%】 | ○必要に応じた精神科医による診療体制の整備を実施予定 |
| | | ○自殺対策推進センターにおいて「自傷・自殺未遂レジストリ」を運用<br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】 | ○令和７年度及び令和６年度に年次報告書を公表<br>○参画機関の研究者等によるデータ利用も促進 | ○参画機関数（R7年度：118機関、R6年度：79機関、R5年度：44機関）<br>○年度内登録件数（R7年度：4,943件、R6年度：2,286件、R5年度：2,129件） | ○引き続き、全国の救命救急センターにレジストリ構築への参加を求めていく予定<br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】 |
| （3）医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 | 厚生労働省 | ○地域自殺対策強化交付金を通じて、自殺未遂者が救急病院退院後において、継続的に必要な支援が受けられるよう都道府県等の体制を整備することを目的として、「自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業」の実施を支援<br>【令和７年度予算額：32.1億円の内数】 | ○令和７年度は、自殺対策推進センターにおいて、事業に関する進捗確認、情報収集、助言等を実施 | ○「自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業」支援自治体数（R7年度：１自治体、R6年度：１自治体）<br>※R7年度は交付決定ベース | ○引き続き、地域自殺対策強化交付金を通じて、「自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業」の実施を支援予定<br>【令和８年度予算額：32.8億円の内数】 |
| | 参照 | 6－（1）、6－（3） | | | |
| （4）居場所づくりとの連動による支援 | 参照 | 7－（18） | | | |
| （5）家族等の身近な支援者に対する支援 | 厚生労働省 | ○自殺対策推進センターにおいて、自殺未遂者ケアに関するガイドラインを踏まえた家族等の身近な支援者に対する支援に関する内容の研修を実施<br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】 | ○「自殺未遂者ケア研修」において自殺未遂者ケアに関するガイドラインを踏まえた家族等の身近な支援者に対する支援に関する内容の研修を実施 | ○「自殺未遂者ケア研修『一般救急版』」参加者数（R7年度：58人、R6年度：105人、R5年度：111人）<br>○「自殺未遂者ケア研修『精神科救急版』」参加者数（R7年度：54人、R6年度：50人、R5年度：51人）<br>○「自殺未遂者ケア研修『かかりつけ医版』」参加者数（R7年度：131人、R6年度：363人、R5年度：379人） | ○引き続き、自殺未遂者ケアに関するガイドラインを踏まえた研修を実施<br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】 |
| （6）学校、職場等での事後対応の促進 | 文部科学省 | ○「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」において、背景調査の指針等に基づいた対応がなされるよう、各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に周知 | ○各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭等の管理職を対象に、「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」等を開催し、各教育委員会・学校等において、適切な対応がなされるよう周知 | ○普及啓発協議会開催ブロック数（R7年度：10ブロック、R6年度：10ブロック、R5年度：10ブロック） | ○引き続き、背景調査の指針等に基づいた適切な対応が行われるよう、各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」等を開催し、周知を図る予定 |
| | | ○学校内で自殺予防を組織的に行う「校内連携型危機対応チーム」や学校外の専門家も加えた「ネットワーク型緊急支援チーム」の設置による危機管理体制の構築を推進 | ○「校内連携型危機対応チーム」や「ネットワーク型緊急支援チーム」の設置について、通知や「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」等において周知 | ○普及啓発協議会開催ブロック数（R7年度：10ブロック、R6年度：10ブロック、R5年度：10ブロック） | ○引き続き、通知や「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」等における周知により、「校内連携型危機対応チーム」や「ネットワーク型緊急支援チーム」の設置を推進 |
| | 厚生労働省 | ○働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じて、自殺未遂発生直後等の職場での対応等を示したマニュアル「職場における自殺の予防と対応」を周知<br>【令和７年度予算額：3.0億円の内数】 | ○働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じて、自殺未遂発生直後等の職場での対応等を示したマニュアル「職場における自殺の予防と対応」を周知 | ○アクセス件数（R7年度：約527万件、R6年度：約679万件、R5年度：約744万件）【R8年度目標値：600万件】 | ○引き続き、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じて、自殺未遂発生直後等の職場での対応等を示したマニュアル「職場における自殺の予防と対応」等の周知を実施<br>【令和８年度予算額：3.6億円の内数】 |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| **9　遺された人への支援を充実する取組** | | | | | |
| (1) 遺族の自助グループ等の運営支援 | 厚生労働省 | ○地域自殺対策強化交付金を通じて、自死遺族のための分かち合いの会の運営等を支援<br><br>○自殺対策推進センターにおいて、「自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引」（平成30年11月）を見直し、改訂版を発行<br><br>○自殺対策推進センターにおいて、「自死遺族等支援団体向け研修・意見交換会」の実施<br>【令和７年度予算額：32.1億円の内数】<br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】<br>【令和７年度予算額：1.1億円の内数】 | ○地域自殺対策強化交付金を通じて、自死遺族のための分かち合いの会の運営等を支援<br><br>○平成30年11月、「自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引」を公表し、これに基づき遺族の自助グループなどの円滑な運営支援が行われるよう支援<br><br>○「自死遺族等支援団体向け研修・意見交換会」の実施 | ○「自死遺族支援機能構築事業」実施自治体数（R7年度：74自治体、R6年度：78自治体、R5年度：80自治体）<br>※R7年度は交付決定ベース<br><br>○研修等の実施回数（R7年度：１回、R6年度：１回、R5年度：１回） | ○引き続き、地域自殺対策強化交付金を通じて、自死遺族のための分かち合いの会の運営等を支援予定<br><br>○引き続き、「自死遺族等を支えるために 総合的支援の手引（改訂版）」に基づく遺族の自助グループなどの運営を支援予定<br><br>○引き続き、自死遺族等支援団体向けの研修等を実施予定<br>【令和８年度予算額：32.8億円の内数】<br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】<br>【令和８年度予算額：1.0億円の内数】 |
| | | ○「過労死等防止対策推進法」及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死で親を亡くした遺児等が心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う「過労死遺児交流会等事業」を実施<br><br>【令和７年度予算額：14.2百万円】 | ○「過労死等防止対策推進法」及び変更された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、民間団体と連携しながら「過労死遺児交流会事業」を毎年開催<br>○過労死で親を亡くした遺児等のための相談室を年間を通して開設 | ○交流会実施回数（R7年度：１回、R6年度：１回、R5年度：１回）<br>○交流会参加者数（R7年度：39人、R6年度：44人、R5年度：52人）<br>○交流会イベント種類（R7年度：３種類（子ども向け参加型イベント、グループトークなど保護者向けプログラム、個別相談会）、R6年度：３種類、R5年度：３種類）【目標値：３種類以上】<br>○相談室利用者数（R7年度：遺児24人、保護者44人（延べ人数）、R6年度：遺児11人、保護者40人(延べ人数)、R5年度：遺児２人、保護者18人（延べ人数）） | ○「過労死等防止対策推進法」及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、引き続き、民間団体と連携しながら「過労死遺児交流会等事業」を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：3.1億円の内数】 |
| (2) 学校、職場等での事後対応の促進 | 参照 | 3－(4)、8－(6) | | | |
| (3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 | 厚生労働省 | ○地域自殺対策強化交付金を通じて、地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した、遺族のためのリーフレット等の作成等に対する支援を実施<br><br>【令和７年度予算額：32.1億円の内数】<br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】<br>【令和７年度予算額：1.1億円の内数】 | ○地域自殺対策強化交付金を通じて、地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した、遺族のためのリーフレット等の作成等を支援 | ○「自死遺族支援機能構築事業」実施自治体数（R7年度：74自治体、R6年度：78自治体、R5年度：80自治体）<br>※R7年度は交付決定ベース | ○引き続き、地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した遺族のためのリーフレット等の作成等に対する支援を実施<br><br>【令和８年度予算額：32.8億円の内数】<br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】<br>【令和８年度予算額：1.0億円の内数】 |
| (4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 | 参照 | 4－(9) | | | |
| (5) 遺児等への支援 | こども家庭庁 | ○児童相談所等の対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等の実施を支援<br><br>【令和７年度予算額：207億円の内数】 | ○児童相談所等の対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等の実施を支援 | | ○引き続き、児童相談所等の対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等の実施を支援予定<br><br>【令和８年度予算額：206億円の内数】 |
| | | ○地方公共団体において、ヤングケアラーの実態調査を行い、相談窓口開設等の支援を順次実施<br>○こども家庭庁のヤングケアラー特設サイトを開設し、相談窓口情報等の周知・啓発を実施<br><br>【令和７年度予算額：207億円の内数】 | ○地方公共団体において、ヤングケアラーの実態調査を行い、相談窓口開設等の支援を順次実施<br>○こども家庭庁のヤングケアラー特設サイトを開設し、相談窓口情報等の周知・啓発を実施 | ○ヤングケアラーの認知度（R7に調査実施）【目標：中高生の認知度５割】<br>R7に実施した調査では、中学生では約６割、高校生では約８割が、ヤングケアラーについて「聞いたことがある」と回答するなど、ヤングケアラーに関する社会的認知度は、一定程度、高まっていると言える。 | ○引き続き、地方公共団体においてヤングケアラーの実態調査を行い、相談窓口開設等の支援を順次実施<br><br>【令和８年度予算額：206億円の内数】 |
| | 参照 | 4－(4)、5－(3) | | | |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| **10　民間団体との連携を強化する取組** | | | | | |
| (1) 民間団体の人材育成に対する支援 | 厚生労働省 | ○地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の人材育成に対する支援を実施<br><br>【令和７年度予算額：32.1億円の内数】 | ○地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の人材育成に対する支援を実施 | ○「自殺防止対策事業」実施団体数（R7年度：７団体、R6年度：11団体、R5年度：11団体）の内数 | ○引き続き、民間団体の人材育成に対する支援を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：32.8億円の内数】 |
| | | ○自殺対策推進センターが中心となり、地域自殺対策推進センターと連携を図りつつ、地域の民間団体の人材育成に関する研修プログラムを企画・実施<br><br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】<br>【令和７年度予算額：1.1億円の内数】 | ○自殺対策推進センターにおいて、地域自殺対策推進センターと連携を図りつつ、都道府県等が開催する地域の民間団体の人材育成に関する研修プログラムに講師を派遣 | ○「生きることの包括的支援のための基礎研修」参加者数（R6年度：844人、R5年度：950人、R4年度：1,646人） | ○引き続き、地域の民間団体の人材育成に関する研修プログラムを企画・実施予定<br><br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】<br>【令和８年度予算額：1.0億円の内数】 |
| (2) 地域における連携体制の確立 | 厚生労働省 | ○自殺対策推進センターにおいて、地域自殺対策推進センターと協力し、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係者との有機的な連携が図られる体制の整備を支援<br><br>【令和７年度予算額：32.1億円の内数】<br>【令和７年度予算額：6.0億円の内数】<br>【令和７年度予算額：1.1億円の内数】 | ○都道府県等からの求めに応じて自殺対策計画策定等に関わる会議や研修会を支援し、地域における連携体制を強化 | ○自殺対策計画策定等に関わる研修講師派遣回数（R7年度：２回、R6年度：10回、R5年度：20回）<br>○会議オブザーバー派遣回数（R7年度：15回、R6年度：23回、R5年度：17回） | ○引き続き、地域における連携体制の整備・運用を支援予定<br><br>【令和８年度予算額：32.8億円の内数】<br>【令和８年度予算額：6.0億円の内数】<br>【令和８年度予算額：1.0億円の内数】 |
| | 消費者庁 | ○「地方消費者行政強化交付金」等を通じ、「消費者安全確保地域協議会」設置・活動促進による地域見守り体制を強化<br><br>【令和７年度予算額：15.5億円の内数】 | ○「地方消費者行政強化交付金」等を活用して、地方公共団体における「消費者安全確保地域協議会」の設置を促進 | ○設置済み自治体数（R7年度：580自治体、R6年度：542自治体、R5年度：487自治体） | ○「地方消費者行政強化交付金」等を通じ、引き続き、「消費者安全確保地域協議会」設置・活動促進による地域見守り体制を強化予定<br><br>【令和８年度予算額：15.0億円の内数】 |
| (3) 民間団体の相談事業に対する支援 | 厚生労働省 | ○自殺防止のための電話・SNS相談事業を行う民間団体の活動に対して、財政的支援を実施<br><br>【令和７年度予算額：32.1億円の内数】 | ○自殺防止のための電話・SNS相談事業を行う民間団体の活動に対して、財政的支援を実施 | ○「自殺防止対策事業」実施団体数（R7年度：７団体、R6年度：11団体、R5年度：11団体）<br><br>○うち電話相談事業実施団体数（R7年度：４団体、R6年度：４団体、R5年度：４団体）<br>○うちSNS相談事業実施団体数（R7年度：５団体、R6年度：５団体、R5年度：５団体）<br>※重複団体あり | ○引き続き、自殺防止のための電話・SNS相談事業を行う民間団体の活動に対して、財政的支援を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：32.8億円の内数】 |
| (4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 | 厚生労働省 | ○自殺防止のための取組を行う民間団体に対して、財政的支援を実施<br>【令和７年度予算額：32.1億円の内数】 | ○自殺防止のための取組を行う民間団体に対して、財政的支援を実施 | ○「自殺防止対策事業」実施団体数（R7年度：７団体、R6年度：11団体、R5年度：11団体） | ○引き続き、自殺防止のための取組を行う民間団体に対して、財政的支援を実施予定<br>【令和８年度予算額：32.8億円の内数】 |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況<br>令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
|---|---|---|---|---|---|
| 11　子ども・若者の自殺対策を更に推進する取組 | | | | | |
| (1) いじめを苦にした子どもの自殺の予防 | 文部科学省 | ○「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、総合的ないじめ対策を進めるとともに、各種会議等を通じ、各教育委員会等の生徒指導担当者等に対し、法律や基本方針を周知<br><br>○いじめなど問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組に関する調査研究を実施<br><br>【令和７年度予算額：34百万円の内数】 | ○各種会議等を通じ、各教育委員会等の生徒指導担当者等に対し、法律や基本方針を周知し、教育委員会・学校等における法や基本方針に基づく対応について理解を促進<br><br>○調査研究結果の施策への反映を通じて、いじめなど問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を推進 | | ○「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、総合的ないじめ対策を進めるとともに、各種会議等を通じ、各教育委員会等の生徒指導担当者等に対し、法律や基本方針を周知予定<br><br>○引き続き、調査研究結果も踏まえながら、いじめなど問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を推進予定<br><br>【令和８年度予算額：34百万円の内数】 |
| | | ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費の補助をすることにより、学校における教育相談体制を充実<br><br>【令和７年度予算額：86億円】 | ○平成31年度までにスクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（１万中学校区）に、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置することを目標とし、令和元年度以降はそのための予算を計上 | ○スクールソーシャルワーカーの対応中学校区数（R6年度：7,881校区、R5年度：7,871校区、R4年度：7,775校区）【目標：全ての中学校区（１万中学校区）】<br>○スクールカウンセラーの対応公立小中学校数（R6年度：27,263校、R5年度：27,199校、R4年度：27,082校）【目標：全ての公立小中学校（27,500校）】 | ○オンライン等の活用を含めたスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置に係る経費を補助することにより、学校における教育相談体制を充実予定<br><br>【令和８年度予算額：88億円】 |
| | | ○24時間体制の電話相談を実施<br><br>○SNS等を活用した相談事業として、地方公共団体の相談体制の構築に対する支援を行うとともに、相談体制の在り方に関する調査研究を実施<br>【令和７年度予算額：86億円の内数】 | ○24時間体制の電話相談を実施（平成28年4月から通話料を無料化）<br>○地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援 | ○支援自治体数（R7年度：38自治体、R6年度：39自治体、R5年度：39自治体） | ○引き続き、24時間体制の電話相談を実施予定<br><br>○SNS等を活用した相談事業として、引き続き地方公共団体の相談体制の構築に対する支援を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：88億円の内数】 |
| | 法務省 | ○「こどもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の児童生徒に配布（令和７年５月～７月上旬）<br><br>○全国の法務局・地方法務局に設置している専用相談電話「こどもの人権110番」（フリーダイヤル）、「法務局LINEじんけん相談」、１人１台端末等からインターネットブラウザを通じて人権相談可能な「こどもの人権SOSチャット」及び「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」において、いじめを始めとするこどもの人権問題に関する相談に対応<br><br>○全国一斉「こどもの人権相談」強化週間を実施（令和７年８月27日～９月２日）<br>【令和７年度予算額：35.4億円の内数】 | ○「こどもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の児童生徒に配布<br><br>○全国の法務局・地方法務局に設置している専用相談電話「こどもの人権110番」（フリーダイヤル）、「LINEじんけん相談」及び「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」において、いじめを始めとするこどもの人権問題に関する相談に対応<br><br>○全国一斉「こどもの人権相談」強化週間を実施 | ○ミニレターを端緒とする人権相談受理件数（R7年度：6,713件、R6年度：7,677件、R5年度:7,511件）<br><br>○「こどもの人権110番」を利用した人権相談件数（R7年：13,058件、R6年：13,971件、R5年：19,251件） | ○「こどもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の児童生徒に配布（令和８年５月～７月上旬）<br><br>○引き続き、全国の法務局・地方法務局に設置している専用相談電話「こどもの人権110番」（フリーダイヤル）、「法務局LINEじんけん相談」、１人１台端末等からインターネットブラウザを通じて人権相談可能な「こどもの人権SOSチャット」及び「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」においていじめを始めとするこどもの人権問題に関する相談に対応<br><br>○全国一斉「こどもの人権相談」強化週間を実施（令和８年８月28日～９月３日）<br>【令和８年度予算額：35.4億円の内数】 |
| | 参照 | 7－（16） | | | |
| (2) 学生・生徒等への支援の充実 | 文部科学省 | ○高校中退者等を対象に、地域資源（高校、サポステ、ハローワーク等）を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援する事業を実施<br><br>【令和７年度予算額：９百万円】 | ○各採択地方公共団体において、それぞれの地域が抱える課題や活用できる資源に応じ、ハローワークや地域若者サポートステーション等と連携した支援を実施 | ○補助団体数（R7年度：８団体、R6年度：７団体、R5年度：６団体） | ○引き続き、高校中退者等に対する学習支援・学習相談等を実施する地方公共団体に対する支援を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：９百万円】 |
| | | ○不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保に関する取組を支援<br><br>【令和７年度予算額：95億円の内数】 | ○不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保に関する取組の支援を実施 | ○「学びの多様化学校」の設置数（R7年度:25校、R6年度：35校、R5年度:24校）【目標値：55校以上（R7年度）】 | ○「学びの多様化学校」の設置促進や地方公共団体と民間団体等関係機関の連携促進など、不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保に関する取組を支援<br>【令和８年度予算額：102億円の内数】 |
| | 厚生労働省 | ○わかものハローワーク、新卒応援ハローワーク等において、担当者制によるきめ細かな支援を実施<br><br>【令和７年度予算額：109.5億円の内数】 | ○わかものハローワーク、新卒応援ハローワーク等において、担当者制によるきめ細かな支援を着実に実施 | ○フリーター等支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率（R7年度：60.3%、R6年度：52.2%、R5年度：50.0%）【目標値：51.1%以上（R7年度）】<br><br>○新卒者等支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率（R7年度：73.9%、R6年度：64.0%、R5年度：61.0%）【目標値：62.5%以上（R7年度）】 | ○引き続き、わかものハローワーク、新卒応援ハローワーク等において、担当者制によるきめ細かな支援を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：106.9億円の内数】 |
| | | ○地域若者サポートステーションにおいて、高等学校等との連携により、アウトリーチ型の相談等を活用し、高校中退者等への切れ目ない支援を実施<br><br>【令和７年度予算額：47億円の内数】 | ○地域若者サポートステーションにおいて、高等学校等との連携により、アウトリーチ型の相談等を活用し、高校中退者等への切れ目ない支援を着実に実施 | ○地域若者サポートステーションにおける就職等率（R7年度：74.3%、R6年度：73.7%、R5年度：71.7%）【目標値：72.9%以上（R7年度）】 | ○引き続き、地域若者サポートステーションにおいて、高等学校等との連携により、アウトリーチ型の相談等を活用し、高校中退者等への切れ目ない支援を着実に実施予定<br><br>【令和８年度予算額：47億円の内数】 |
| | | ○自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への支援を行うため、「こども・若者の自殺危機対応チーム事業」を実施<br><br>【令和７年度予算額：32.1億円の内数】<br>【令和６年度補正予算額：10.3億円の内数】 | ○自殺対策推進センターにおいて、「こども・若者の自殺危機対応チーム事業」に関する進捗確認、情報収集、助言等を実施 | ○「こども・若者の自殺危機対応チーム事業」支援自治体数（R7年度：24自治体、R6年度：16自治体、R5年度：４自治体）<br>※R7年度は交付決定ベース | ○引き続き、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置に係る効果等について、事例を通じて周知を行う予定<br><br>【令和８年度予算額：32.8億円の内数】<br>【令和７年度補正予算額：11.0億円の内数】 |
| | 参照 | 2－（2）、5－（3）、7－（16）、11－（1） | | | |
| (3) SOSの出し方に関する教育等の推進 | 参照 | 2－（2）、4－（4） | | | |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| (4) 子どもへの支援の充実 | こども家庭庁 | ○ひとり親家庭等のこどもに対し、学校や放課後児童クラブ等の終了後に、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援、大学等受験料の支援を含む学習支援や軽食の提供を行い、ひとり親家庭等のこどもの生活の向上を図る「こどもの生活・学習支援事業」を実施<br><br>【令和７年度予算額：180億円の内数】 | ○母子父子寡婦福祉法に基づく「こどもの生活・学習支援事業」を実施<br>○令和５年度補正予算において、「こどもの生活・学習支援事業」を拡充し、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、進学に向けたチャレンジを後押しするために、受験料、模試費用の補助を実施 | ○利用者数（R6年度：393,738人、R5年度：455,605人、R4年度：538,424人）<br>○実施自治体数（R6年度：459自治体、R5年度：397自治体、R4年度：397自治体） | ○母子父子寡婦福祉法に基づく「こどもの生活・学習支援事業」について、引き続き事業を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：203億円の内数】 |
| | | ○児童養護施設等への措置を解除された者等に対して、措置が解除された後も引き続き里親家庭や施設等において必要な支援を提供<br><br>【令和７年度予算額：1,591億円の内数】 | ○令和４年の改正児童福祉法により令和６年４月１日に「児童自立生活援助事業」が創設され、徐々に実施自治体数が増加するなど、着実に整備が進んでいる | ○「社会的養護自立支援事業」実施自治体数（R5年度：75自治体、R4年度：74自治体）<br>○「児童自立生活援助事業」実施自治体数（R7年度：Ⅰ型74自治体、Ⅱ型39自治体、Ⅲ型53自治体、R6年度：Ⅰ型72自治体、Ⅱ型34自治体、Ⅲ型47自治体） | ○「児童自立生活援助事業」において、児童養護施設等への措置を解除された者等に対して、措置が解除された後も引き続き里親家庭や施設等において必要な支援を提供予定<br>（※）令和４年の児童福祉法改正に伴い、「社会的養護自立支援事業」については、「児童自立生活援助事業」に再編され、児童入所施設措置費等国庫負担金により支弁<br><br>【令和８年度予算額：1,672億円の内数】 |
| | | ○「児童自立生活援助事業」及び「社会的養護自立支援拠点事業」の積極的な実施を促進するほか、「自立支援資金貸付事業」の継続実施、施設における自立支援体制の強化等、こどもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築 | ○令和４年の改正児童福祉法により令和６年４月１日に「児童自立生活援助事業」、「児童自立支援拠点事業」が創設され、徐々に実施自治体数が増加するなど、着実に整備が進んでいる | ○「社会的養護自立支援事業」実施自治体数（R5年度：75自治体、R4年度：74自治体）<br>○「児童自立生活援助事業」実施自治体数（R7年度：Ⅰ型74自治体、Ⅱ型39自治体、Ⅲ型53自治体、R6年度：Ⅰ型72自治体、Ⅱ型34自治体、Ⅲ型47自治体）<br>○「社会的養護自立支援拠点事業」実施自治体数（R7年度：57自治体、R6年度：55自治体）<br>○「自立支援資金貸付事業」 実施自治体数（R7年度：47自治体、R6年度：47自治体、R5年度：47自治体） | ○「児童自立生活援助事業」及び「社会的養護自立支援拠点事業」の積極的な実施を促進するほか、「自立支援資金貸付事業」の継続実施、施設における自立支援体制の強化等、こどもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築予定 |
| | 厚生労働省 | ○「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮世帯のこどもに対し、学習支援や居場所づくりに加えて、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行う「子どもの学習・生活支援事業」を実施<br><br>【令和７年度予算額：760億円の内数】 | ○生活困窮世帯のこどもに対し、学習支援や居場所づくり等を通じて、こどもの将来の自立に向けた支援を実施 | ○事業参加者数（R6年度：58,540人、R5年度：48,604人、R4年度：41,285人） | ○「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮世帯のこどもに対し、学習支援や居場所づくりに加えて、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行う「子どもの学習・生活支援事業」を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：827億円の内数】 |
| | 参照 | 7－（12） | | | |
| (5) 若者への支援の充実 | 参照 | 6－（7）、7－（3）、7－（11）、7－（12） | | | |
| (6) 若者の特性に応じた支援の充実 | 参照 | 3－（4）、7－（1）、7－（7） | | | |
| (7) 知人等への支援 | 参照 | 4－（11）、4－（12） | | | |
| (8) 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備 | こども家庭庁、厚生労働省、文部科学省等 | ○令和７年９月に、自殺対策基本法改正の趣旨を踏まえ、こどもの自殺対策が、地域において関係機関や団体の連携・協働により連動性を持って取り組まれるよう、同会議において「こどもの自殺対策推進パッケージ」を取りまとめ | ○「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づき、関係省庁においてこどもの自殺対策を推進<br>○令和６年８月に、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づく各施策の目標や進捗を見える化したロードマップを公表 | | ○「こどもの自殺対策緊急強化プラン」等について取組状況の把握を行うとともに、引き続き、こどもの自殺対策を推進<br>○令和８年４月、こどもの自殺対策のギアをもう一段上げるため、「「こどもの命と安全を徹底的に守る」大臣プロジェクト2026　第１弾『こども・若者自殺防止総力戦略』」を策定。地方公共団体とともに、総力を結集し、救える命を一人でも多く救う、こどもの命を総力を挙げて徹底的に守り抜く、という決意の下、深い孤立や困難を抱えた自殺のリスクが高いこどもや若者を、危機が深まる前に把握し、確実に支援につなげる仕組みを地域の中で着実に機能させる取組を推進<br>○具体的には、令和８年４月に施行された改正自殺対策基本法に基づき、こどもの自殺防止について地域の関係機関が連携して対応する協議会の設置を促進するため、こども家庭庁として、説明会開催や自治体訪問、継続したフォロー等の丁寧かつ地道な地方公共団体への伴走支援や、各地方公共団体のこどもの自殺対策の取組状況の把握・共有を通じた見える化等により、地方公共団体とともにこどもの自殺対策を総力を挙げて推進 |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| 12　勤務問題による自殺対策を更に推進する取組 | | | | | |
| （1）長時間労働の是正 | 厚生労働省 | ○月80時間超の時間外労働が行われていると考えられる事業場に対して監督指導を実施し、違法な時間外労働について、是正・改善に向けた指導を実施 | ○月80時間超の時間外労働が行われていると考えられる全ての事業場に対する監督指導を実施 | ○監督件数（R7年度：29,150事業場、R6年度：26,512事業場、R5年度：26,117事業場）<br>○違法な時間外労働があったものの数（R7年度：11,228事業場、R6年度：11,230事業場、R5年度：11,610事業場） | ○引き続き、月80時間超の時間外労働が行われていると考えられる事業場に対する監督指導を徹底予定 |
| | | ○時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得などについての適正な履行確保への取組 | ○時間外労働の上限規制等がもりこまれた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成30年６月に成立し、平成31年４月から施行<br>○時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得などについて、適正な履行確保への取組 | | ○引き続き、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得などについて、適正な履行確保を実施予定 |
| | 参照 | 5－（1） | | | |
| （2）職場におけるメンタルヘルス対策の推進 | 参照 | 5－（1） | | | |
| （3）ハラスメント防止対策 | 参照 | 5－（1） | | | |

# 自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況について

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当府省庁 | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の主な取組状況<br>【令和７年度予算額】 | これまでの取組の成果の評価 | これまでの取組の実績値<br>【目標値】 | 今後の課題と令和８年度の実施予定<br>【令和８年度予算額】 |
| 13　女性の自殺対策を更に推進する取組 | | | | | |
| (1) 妊産婦への支援の充実 | こども家庭庁 | ○産後うつの予防や新生児への虐待予防等産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、産婦健康診査の費用を助成<br><br>【令和７年度予算額：57.6億円の内数】 | ○産後うつの予防や新生児への虐待予防等産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、平成29年４月から産婦健康診査の費用を助成 | ○助成市区町村数（R7年度：1,523市区町村、R6年度：1,445市区町村、R5年度：1,296市区町村） | ○引き続き、産後うつの予防や新生児への虐待予防等産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、産婦健康診査の費用を助成予定<br><br>【令和８年度予算額：56.4億円の内数】 |
| | | ○「産前・産後サポート事業」及び「産後ケア事業」において、「産前・産後サポート事業ガイドライン／産後ケア事業ガイドライン」に基づき、母子に対するきめ細かな支援を実施<br><br>【令和７年度予算額：57.6億円の内数】 | ○「産前・産後サポート事業」及び「産後ケア事業」において、「産前・産後サポート事業ガイドライン／産後ケア事業ガイドライン」に基づき、母子に対するきめ細かな支援を実施 | ○「産前・産後サポート事業」実施市区町村数（R7年度：863市区町村、R6年度：850市区町村、R5年度：812市区町村）<br>○「産後ケア事業」実施市区町村数（R7年度：1,627市区町村、R6年度：1,644市区町村、R5年度：1,547市区町村） | ○令和８年度においても、より地域の実情に応じた事業実施がなされるよう「産前・産後サポート事業ガイドライン／産後ケア事業ガイドライン」の改定を行うこととしており、引き続き、母子に対するきめ細かな支援を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：56.4億円の内数】産前・産後サポート事業<br>【令和８年度予算額：2,163億円の内数】産後ケア事業 |
| | 参照 | 6－（6） | | | |
| (2) コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援 | 厚生労働省 | ○やむを得ず職を失った方への支援として、ハローワークにおける非正規雇用労働者等に対する相談支援体制を整備<br>○「マザーズハローワーク事業」として、子育て中の女性等を対象に担当者制による職業相談・職業紹介や求職者のニーズに応じた求人の開拓など、きめ細かな就職支援を実施<br><br>【令和７年度予算額：28.4億円の内数】<br>【令和７年度予算額：42.3億円】 | ○やむを得ず職を失った方への支援として、ハローワークにおける非正規雇用労働者等に対する相談支援体制の強化を実施<br>○「マザーズハローワーク事業」として、子育て中の女性等を対象に担当者制による職業相談・職業紹介や求職者のニーズに応じた求人の開拓など、きめ細かな就職支援を実施 | ○ハローワーク：再プロ就職件数（R7年度：70,308件、R6年度：85,724件、R5年度：85,903件）<br>○マザーズハローワーク：就職件数（R7年度：62,572件、R6年度：62,428件、R5年度：63,081件）<br>※いずれも実績は内数 | ○引き続き、ハローワーク、マザーズハローワーク等において、担当者制による職業相談・職業紹介など、きめ細かな就職支援を実施<br><br>【令和８年度予算額：27億円の内数】<br>【令和８年度予算額：44.7億円】 |
| | 内閣府 | ○最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながるDV相談ナビ「#8008（はれれば）」の周知・広報を実施<br><br>【令和７年度予算額：3.4億円の内数】 | ○令和２年10月から、最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながるDV相談ナビ「#8008（はれれば）」を運用するとともに、広報を実施 | | ○最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながるDV相談ナビ「#8008（はれれば）」の周知・広報を実施予定<br><br>【令和８年度予算額：3.3億円の内数】 |
| | | ○配偶者等からの暴力の被害者の多様なニーズに対応できるよう、DV相談窓口である「DV相談プラス」を実施<br><br>【令和６年度補正予算額：3.0億円】 | ○令和２年４月に開設し、24時間の電話相談対応、チャット相談等及び外国語での相談等、多様なニーズに対応できる「DV相談プラス」を運営 | | ○引き続き、配偶者等からの暴力の被害者の多様なニーズに対応できるよう、DV相談窓口である「DV相談プラス」を実施予定<br><br>【令和７年度補正予算額：3.2億円】 |
| | | ○「地域女性活躍推進交付金」を通じて、様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援等の地方公共団体による取組を支援<br><br>【令和７年度予算額：1.2億円】<br>【令和６年度補正予算額：2.8億円】 | ○「地域女性活躍推進交付金」を通じて、様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援等の地方公共団体による取組を支援 | ○「地域女性活躍推進交付金」を通じて、様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援等を行っている自治体数（R7年度：106自治体、R6年度：107自治体、R5年度：118自治体） | ○引き続き、「地域女性活躍推進交付金」を通じて、様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援等の地方公共団体による取組を支援<br><br>【令和８年度予算額：3.0億円】<br>【令和７年度補正予算額：10.0億円】 |
| (3) 困難な問題を抱える女性への支援 | 厚生労働省 | ○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく困難な問題を抱える女性への支援及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV法」という。）に基づくDV被害者の保護等を都道府県が行う場合に要する経費等を補助<br><br>【令和７年度予算額：24億円の内数】 | ○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく困難な問題を抱える女性への支援及びDV法に基づくDV被害者の保護等を都道府県が行う場合に要する経費等を補助 | ○困難な問題を抱える女性支援推進等事業費補助金交付決定都道府県数（R7年度：47都道府県、R6年度：47都道府県、R5年度：47都道府県） | ○引き続き、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、抱えている問題及び背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制整備を図る予定<br><br>【令和８年度予算額：23.3億円の内数】 |
| | | ○女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤル「#8778（はなそうなやみ）」の開設<br>○女性支援特設サイト「あなたのミカタ」の運営、全国フォーラムの開催 | ○令和６年６月から女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤル「#8778（はなそうなやみ）」を開設、運用<br>○困難な問題を抱える女性及び自治体等が必要な情報にアクセスしやすい環境を整備するため女性支援特設サイト「あなたのミカタ」を運営<br>　女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設及び民間団体等の関係機関同士のネットワークを構築するとともに、社会における、女性支援への理解をより深めるほか、女性支援に関する機運を醸成し、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした女性支援新法全国フォーラムを開催 | ○女性支援新法全国フォーラムを開催（年１回） | ○引き続き、女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤル「#8778（はなそうなやみ）」を運用予定<br>○引き続き、女性支援特設サイト「あなたのミカタ」を運営、全国フォーラムを開催する予定 |
| | 参照 | 7－（12） | | | |